

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び
学校規模に関する基本方針」の見直しについて
(答申)

平成30年7月

横浜市学校規模適正化等検討委員会

はじめに

横浜市学校規模適正化等検討委員会は、横浜市教育委員会からの諮問に基づき、横浜市における今後の学校規模の適正化及び通学区域制度の基本的な考え方について答申するため、平成 29 年 8 月 1 日より、6 回の委員会を開催し、検討を行ってきた。

わが国では、少子高齢化が急速に進んでおり、横浜市においても、全国的な流れと同様に、人口減少社会へ入っている。このことは児童・生徒数等にも影響し、小学校では昭和 55 年度、中学校では昭和 61 年度をピークに、児童・生徒数や学級数が減少し続け、多くの学校で小規模化が進んでいる。

このような社会的な状況を踏まえ、横浜市では平成 22 年 12 月に「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」が策定され、子どもたちの良好な教育環境を確保するための取組が進められてきた。

具体的には、通学区域や通学距離、通学時間の適正化を図ることを目的に、通学区域の調整等による方策が推進されるとともに、通学区域の一層の弾力化を図り、保護者や児童・生徒のニーズに合う方策が展開されてきた。

また、学校規模については、適正な範囲が明確に定められており、大規模・過大規模校や小規模校に対し、通学区域の調整や学校統合などの方策を進めていくことによって、学校規模の適正化が図られてきたところである。今後もそれぞれの取組を引き続き推進するためには、これまで施策を進めてきた上での課題の解消をしつつ、新たなニーズや刻々と変化する社会状況への対応が必要となっている。

このため、本検討委員会は、これまで推進してきた取組の成果や、その取組から生じた課題点や問題点を整理し、今後の通学区域のあり方や学校規模の基本的な考え方について、答申としてとりまとめた。

本検討委員会は、横浜市教育委員会がこの答申を尊重し、速やかに施策化し実現されることを望む。

目 次

I 背景、現行の基本方針の振り返り

- 1 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 児童・生徒数の推移
 - (2) 学校施設の建替えの必要性
 - (3) 小学校と中学校の通学区域の関係
 - (4) 地域と学校の関係強化
 - (5) 学習指導要領の改訂
- 2 現行の基本方針の振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 現行の基本方針策定以降の動向
 - (2) 通学区域制度に係る課題の整理
 - (3) 学校規模に係る課題の整理
 - (4) 学校規模適正化等検討委員会の設置
 - (5) 学校規模適正化実施校における検証

II 通学区域制度について

- 1 現行の通学区域制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 通学距離について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 通学距離に係る国の考え方
 - (2) 政令指定都市における通学距離基準
 - (3) 市内小・中学校の遠距離通学実態
 - (4) 東日本大震災による影響
 - (5) 学習指導要領の改訂等による影響
- 3 通学支援策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - (1) 横浜市における通学支援策の実施状況
 - (2) 政令指定都市における通学支援策の実施状況
 - (3) 政令指定都市を除く他都市における通学支援策（公共交通機関の利用に対する支援）
 - (4) 通学支援策（スクールバス導入検討）
- 4 通学区域線について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (1) 小中一貫教育推進ブロック
 - (2) 地域コミュニティや行政区との関係
 - (3) その他（通学区域と地域コミュニティ）
- 5 通学区域の弾力化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (1) 横浜市における通学区域の弾力化
 - (2) 各制度の運用状況

Ⅲ 学校規模の適正化

1	学校規模に係る基準	47
	(1) 現行の学校規模に係る基準	
	(2) 規模別の小・中学校数の推移	
	(3) 学校規模に係る国の考え方	
	(4) 政令指定都市における学校規模に関する基準	
	(5) これからの教育と望ましい学校規模	
2	小規模校対策	57
	(1) 現行の基本方針における小規模校対策	
	(2) 小規模校対策の実態	
3	大規模、過大規模校対策	60
	(1) 現行の基本方針における大規模・過大規模校対策	
	(2) 大規模校における教育環境	
	(3) 過大規模校対策の実態	

Ⅳ 基本方針の見直し

1-1	通学区域制度について	65
	(1) 望ましい通学距離	
	(2) 通学手段（通学支援策の実施検討も含む）	
	(3) 横浜型小中一貫教育との関係	
	(4) 地域コミュニティや行政区等と通学区域との関係	
	(5) その他	
1-2	通学区域の弾力化について	66
	(1) 特別調整通学区域制度	
	(2) 指定地区外就学許可制度	
	(3) 通学区域特認校制度	
2-1	適正な学校規模について	68
	(1) 適正な学校規模の考え方	
	(2) 新学習指導要領に関して	
	(3) 多様な関わりの機会・場の創出	
	(4) 小規模校の考え方	
	(5) 大規模校・過大規模校の考え方	
2-2	学校規模適正化に向けた対策について	70
	(1) 小規模校対策	
	(2) 小規模校対策の円滑な進め方	
	(3) 学校統合時の配慮事項等	
	(4) 学校施設の建替えに関して	

(5)大規模・過大規模校対策

(6)検討部会の運営

【資料】

(1)横浜市学校規模適正化等検討委員会	条例	73
(2)横浜市学校規模適正化等検討委員会	委員名簿	75
(3)横浜市学校規模適正化等検討委員会	検討状況	76

I 背景、現行の基本方針の振り返り

1 背景

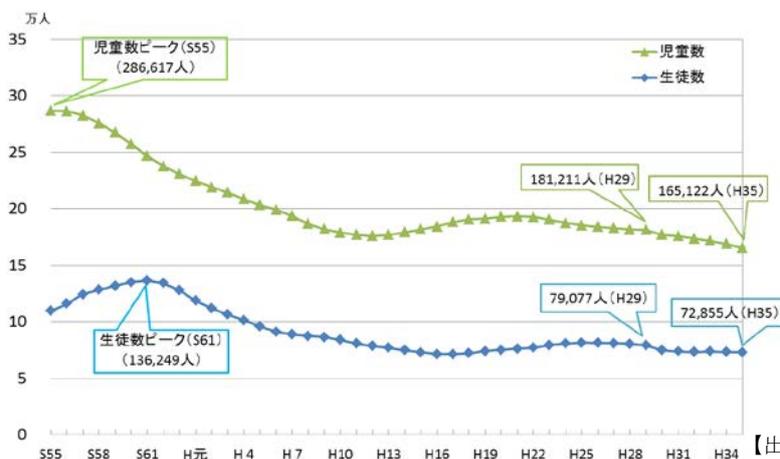
(1) 児童・生徒数の推移

ア 少子化に伴う学校の小規模化の進行

(ア) 児童・生徒数の推移

横浜市の児童数は昭和 55 年度、生徒数は昭和 61 年度をピークに減少している。また、義務教育人口推計（平成 29 年度時点）によると、平成 35 年度には児童数 165,122 人、生徒数 72,855 人となり、ピーク時と比べて児童数は約 58%、生徒数は約 53%程度になることが見込まれている。

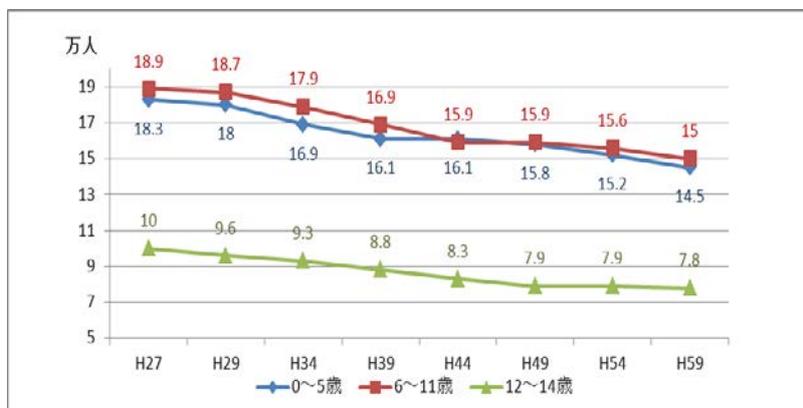
なお、横浜市の将来人口推計では、今後も学齢期人口の減少が続き、平成 59 年（2047 年）には現在と比べ約 2 割の減少が見込まれている。



【出典】横浜市教育委員会調べ

(注) 平成 29 年度までは 5 月 1 日時点の実数値、平成 30 年度以降は平成 29 年度義務教育人口推計に基づく推計値。

【参考】将来人口推計（15 歳未満の推計値）

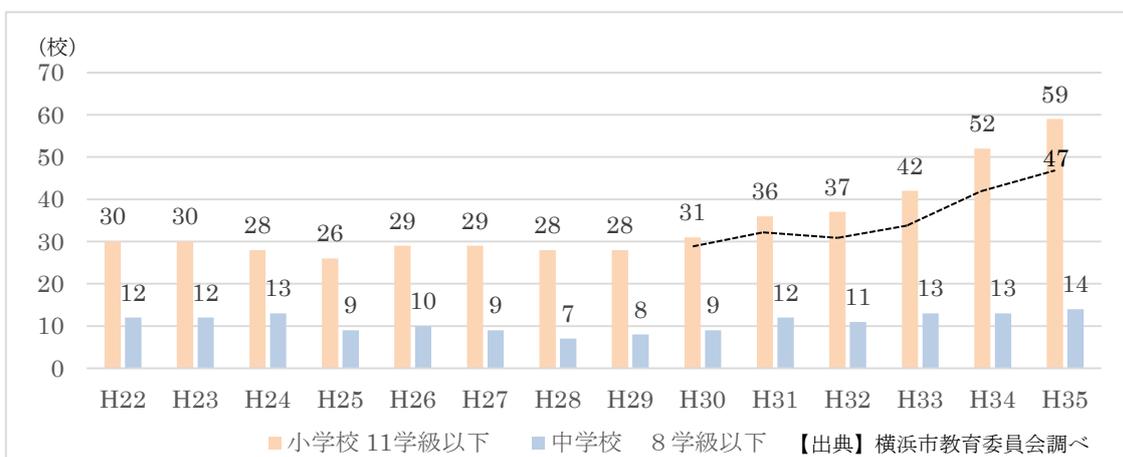


横浜市政策局作成「横浜市将来人口推計（平成 29 年 12 月）」よりデータ作成

〔平成 27 年国勢調査の結果を基準とした、コーホート要因法（出生・死亡・転出入を個別に推計し合算）による平成 59 年（2047 年）までの推計値。〕

(イ) 小規模校の学校数推移

現行の基本方針に基づき学校規模適正化の取組みを進めてきたことで、小規模校の数は概ね一定に推移してきている。義務教育人口推計（平成 29 年度時点）では、今後は中学校の小規模校の数は概ね横ばいで推移するが、小学校の小規模校の数は増え続け、平成 35 年度で 59 校となっている。

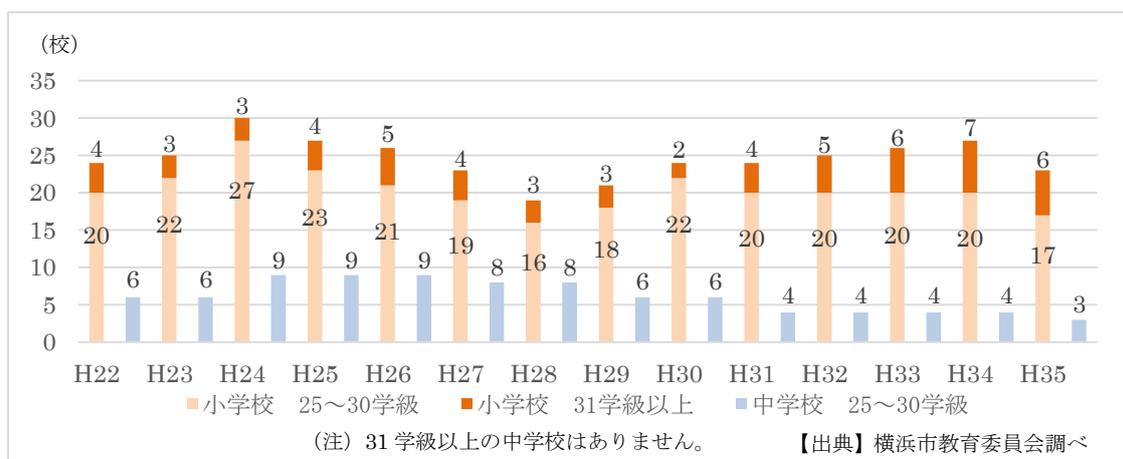


(注) 平成 29 年度までは 5 月 1 日時点実数値、平成 30 年度以降は平成 29 年度義務教育人口推計に基づく推計値。

平成 30 年度以降の棒グラフが示す数値は、今後の学校規模適正化方策による効果(見込み)を織り込んでいない。引き続き方策を推進することにより、小規模校数の抑制を図ることが可能である。なお、過去の実績を踏まえ、仮に年間 2 校程度、小学校の適正規模化を図った場合、平成 30 年度以降の折れ線グラフのとおり平成 35 年度では小規模校が 47 校となる。

イ 大規模・過大規模校の推移（局所的な児童・生徒数の急増）

義務教育人口推計（平成 29 年度時点）では、市内の児童・生徒数は緩やかな減少傾向にあるが、局所的な児童・生徒数の急増などにより、引き続き、一定数の大規模校、過大規模校が存在する見通しである。



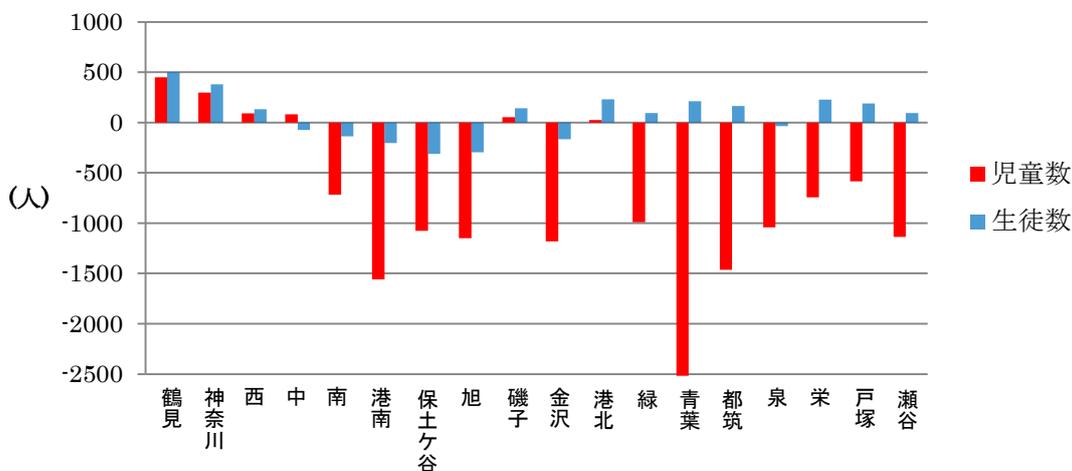
(注) 平成 29 年度までは 5 月 1 日時点実数値、平成 30 年度以降は平成 29 年度義務教育人口推計に基づく推計値。

ウ 行政区別児童・生徒数の増減（児童・生徒数の偏在）

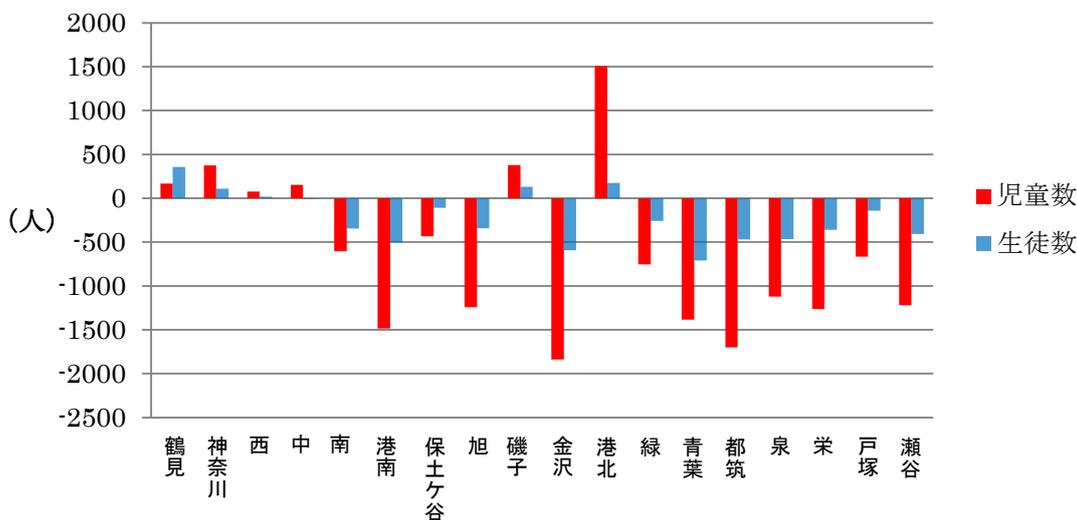
平成 22 年度と平成 29 年度の児童数の比較では、鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、港北区の 6 区で、児童数が 500 人に満たない範囲で増加する一方、他の 12 区では児童数が減少しており、うち 8 区において、児童数が 1,000 人以上減少している。

義務教育人口推計（平成 29 年度時点）においても、これまで増加傾向にあった 6 区で、今後も児童数が増加し続ける見込みで、特に港北区は児童数の増加傾向が顕著である。これまで児童数が減少傾向にあった 12 区では、今後も児童・生徒数ともに減少していくことが見込まれる。

【平成 22—29 年度比較】



【平成 29—35 年度比較（推計値）】



平成 22 年度及び平成 29 年度は 5 月 1 日現在の実数。 【出典】横浜市教育委員会調べ
 平成 35 年度は平成 29 年度義務教育人口に基づく推計値。

(2) 学校施設の建替えの必要性

横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備しており、従来は築40年ほどで建替えを行ってきたが、現状では5割以上の学校が築後40年を経過している状況にある。10年後には、この割合は9割近くにまで上る。

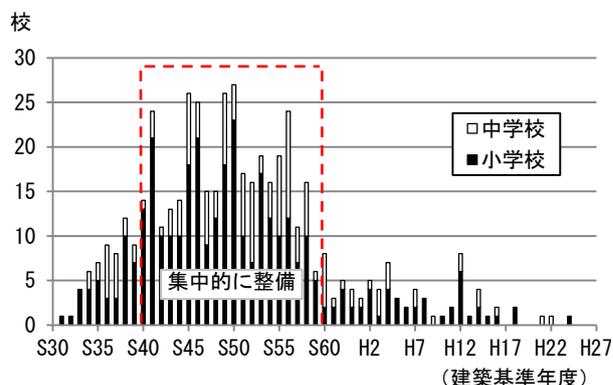
現在は長寿命化基本方針に基づき、学校施設を築70年まで使用することとなっているが、その時期も見え始めており、効率的、効果的に、1校1校が最善の形で建替えを進められるよう、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定している。

また、横浜市の小・中学校施設のほとんどが現行の整備の基準を下回っている状況にあり、グラウンドの面積についても、全国の政令指定都市や東京都区部と比べても最低水準にある。

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」において、学校施設の建替えは、より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行うこととしており、また「機能改善」、「学校統合」、「公共施設等との複合化」といった視点からも必ず検討を行うこととしている。

【参考】横浜市立小・中学校の建設年度

(横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針より抜粋)



【参考】学校施設建替えの考え方

(横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針より抜粋)

■ 建替校選定の考え方

- ・ 築年数の古い学校から行うことを基本とします。最古の校舎の築年数が原則として70年を超えないように配慮しつつ、学校施設全体の平均築年数を基に判断します。
- ・ 全面建替を基本としますが、建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない場合には部分的に建替えを行うこととします。
- ・ 学校施設の「機能改善」、「学校統合」、「公共施設等との複合化」といった視点からも必ず検討します。

■ 建替後の学校施設の整備内容

- ・ より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行います。また、建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化や地下利用を検討します。

【機能改善】

教育環境に課題が多く、改修による改善が見込めない学校（特殊な形状や配置の学校、整備の基準を大きく下回る学校など）について、建替えにより課題解決を図ります。

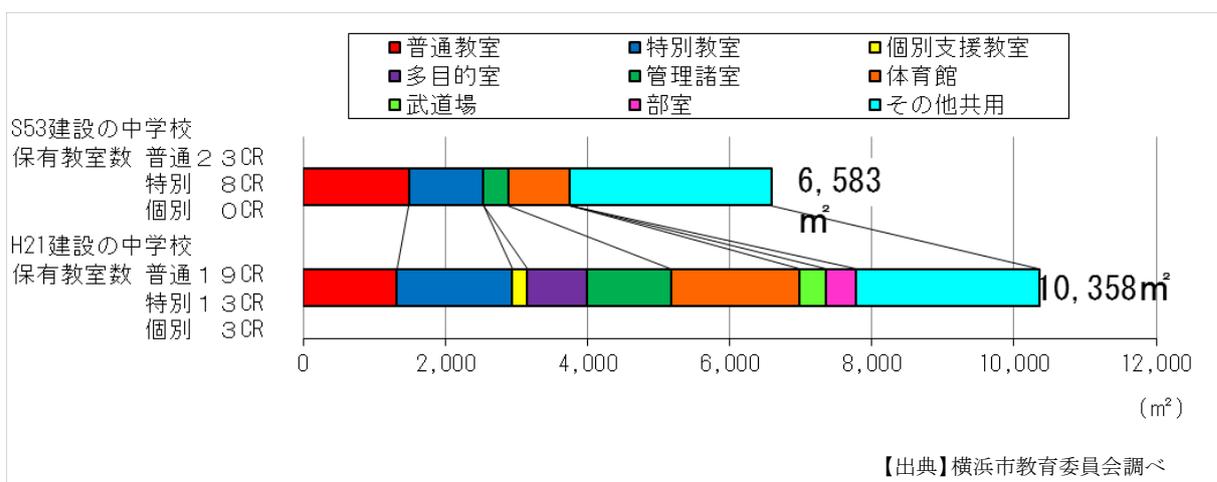
【学校統合】

小規模校では教育活動、学校運営上多くの課題があり、学校統合を進めていく必要があります。統合時に建替えを行うことで、教育環境の大幅な改善や工期の短縮が図れます。

【複合化】

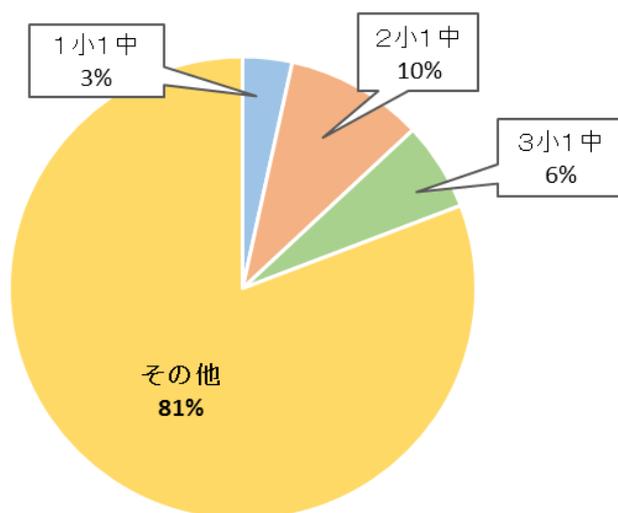
公共施設等と複合化することで、その機能を授業や学校行事等、学校教育で活用します。また、複合施設が拠点施設として地域まちづくりの推進に資するよう、配慮していきます。

【参考】建設年度の違う同規模中学校施設比較



(3) 小学校と中学校の通学区域の関係

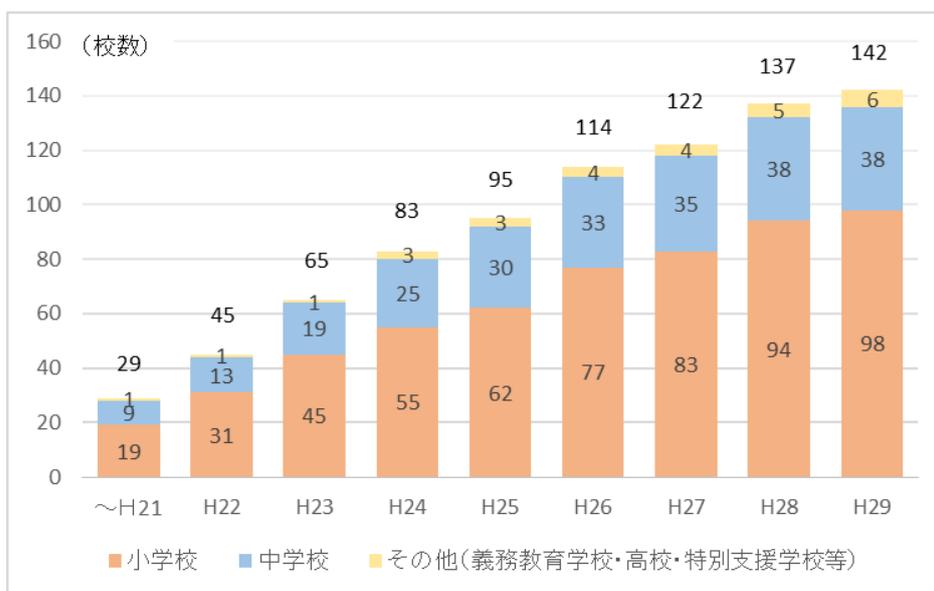
横浜型小中一貫教育を推進するうえで、中学校の通学区域が小学校の通学区域と一致していることが望ましいと言えるが、平成 29 年度時点で、中学校 146 校（義務教育学校 2 校を除く）のうち、小学校の通学区域と完全に一致している学校は全体の約 2 割に過ぎない。



(4) 地域と学校の関係強化

学校と地域の繋がりはますます密接となっている。例えば、保護者、地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となって、「地域とともにある学校づくり」を進めることを目指すための、学校運営協議会を設置する学校は年々増加している。

なお、学校運営協議会の根拠法（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」）の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴い、関係規定である「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」が一部改正（平成 29 年 6 月 5 日施行）されている。これにより「小中一貫教育推進ブロックでのカリキュラム・マネジメントの推進」、「地域との協働の推進」の2つの機能をもつ学校運営協議会を設置し、横浜型小中一貫教育の一層の推進を図ることとしており、今後も学校運営協議会の設置数は増加すると考えられる。



【出典】横浜市教育委員会調べ

(5) 学習指導要領の改訂

学習指導要領等は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ改訂されてきており、教育活動の更なる充実が図られている。

新学習指導要領は、32年度より小学校、33年度より中学校において全面実施予定である。

【参考】 **小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント**（29年4月、文部科学省）（抜粋）

小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント（文部科学省）

1. 今回の改定の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例) 中学校理科：①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する力を養う。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実（小中：総則、各教科等）

理数教育の充実

- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や見通しを持った観察・実験（小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数、中：数学）、自然災害に関する内容の充実（小中：理科）

伝統や文化に関する教育の充実

・古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実

道徳教育の充実

・先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月、中：平成31年4月）による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
 - ※小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

2 現行の基本方針の振り返り

現行の基本方針を平成 22 年 12 月に策定して以降、通学区域及び学校規模の適正化の取組みについては、通学区域の変更や弾力化等の手法を検討することを基本とし、過大規模校の解消を図ることが困難な場合や、小規模校が解消しない場合については、分離新設や学校統合について検討を進めることとしている。

しかし、近年では児童・生徒数の局所的な偏在により、集中的で一時的な教室不足の発生や、土地確保の困難等、現行の基本方針では想定していなかった新たな課題も発生してきている。

(1) 現行の基本方針策定以降の動向

ア 近年の主な動き（平成 22 年 12 月以降）

	学校統合、分離新設等の動き	その他の出来事
平成 22 年 12 月	現行：基本方針策定	
23 年 3 月		東日本大震災
23 年 4 月	【統合】 四季の森小学校開校〈旭区〉 【分離新設】 あかね台中学校開校〈青葉区〉 【分校新設】 新井小学校桜坂分校開校〈保土ヶ谷区〉 【分校新設】 新井中学校桜坂分校開校〈保土ヶ谷区〉	
25 年 4 月	【統合】 横浜吉田中学校開校〈中区〉 【統合】 川島小学校開校〈保土ヶ谷区〉 【統合】 左近山小学校開校〈旭区〉 【分離新設】 美しが丘西小学校開校〈青葉区〉	
同年 9 月		「横浜市学校規模適正化等検討委員会」の条例設置
26 年 4 月	【統合】 飯田北いちょう小学校開校〈泉区〉	
同年 12 月		「第 2 期横浜市教育振興基本計画」策定 「横浜市中期 4 か年計画 2014-2017」策定
27 年 4 月	【統合】 上郷中学校開校〈栄区〉	
28 年 4 月		学校教育法改正により霧が丘学園開校
29 年 4 月	【統合】 横浜深谷台小学校開校〈戸塚区〉	西金沢学園開校
同年 5 月		学校建替えに関する基本方針策定

30 年度	【10 年暫定の分離新設】 みなとみらい本町小学校開校〈西区〉	
	【移転新築】 子安小学校移転〈神奈川区〉	
32 年度	【10 年暫定の分校新設】 市場小学校けやき分校開校予定〈鶴見区〉	
	【分離新設】 箕輪小学校開校予定〈港北区〉	
	【統合】上菅田笹の丘小学校開校予定〈保土ヶ谷区〉	
34 年度		緑園義務教育学校開校予定

イ 近年における特徴的な事例

	事 案	内 容
1	みなとみらい本町小学校の設置 〈平成 30～39 年度〉	<ul style="list-style-type: none"> ・本町小学校（中区）の急増対策として時限措置で分離新設。 ・児童数の見込みを踏まえつつ、みなとみらい 21 地区の業務・商業機能集積への影響を勘案し、10 年間の暫定設置。 ・10 年後に本町小学校に再び戻る必要があり、そのことを意識した学校名の決定など、開校に向けてこれまでにない配慮も必要となった。
2	市場小学校けやき分校の設置 〈平成 32～41 年度〉	<ul style="list-style-type: none"> ・市場小学校（鶴見区）の急増対策として、時限措置で分校を設置。 ・土地利用が横浜市下水道用地の 10 年間使用承認（目的外）。 ・分校には 5、6 年生が分かれて通う予定であり、学年で分けた分校という点でも横浜市で初めての事案。
3	子安小学校の移転 〈平成 30 年度～〉	<ul style="list-style-type: none"> ・子安小学校（神奈川区）の急増対策として実施。 ・分離新設ではなく、既存施設を移転するとともに施設の拡充を行い、過大規模校の課題を解消。
4	横浜深谷台小学校の設置 （地域における合意形成の長期化） 〈平成 29 年度～〉	<ul style="list-style-type: none"> ・24 年 10 月に、保護者・地域・学校の代表者による検討組織を設け、深谷台小学校と俣野小学校の学校規模の適正化に向けた検討を開始したが、合意形成の調整が長期化し、結果として、学校統合まで長い期間を要した。

(2) 通学区域制度に係る課題の整理

ア 「望ましい通学距離」に関して

局所的な児童・生徒数の急増や学校の小規模化への対応が求められる中、基本方針における「望ましい通学距離（片道：小学校概ね2 km、中学校概ね3 km）」を現行通りとした場合、徒歩圏内に学校を分離新設するための相応しい学校用地が無いなど、良好な教育環境を確保するための方策が見出しにくい状況にある。このため、現行の「原則、徒歩通学」に拘るのではなく、公共交通機関などの活用も含めた、通学距離基準や運用について検討が必要である。

■ 現行の基本方針

徒歩通学	片道：小学校概ね2 km、中学校概ね3 km
公共交通機関などの利用	(基準などの考え方はない。)

【参考】 「望ましい通学距離」の国の基準（原則、徒歩での通学）

国基準（注）	片道：小学校概ね4 km、中学校概ね6 km
--------	------------------------

（注）義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

【参考】 政令市におけるスクールバスの活用状況（30年5月時点）

20 政令市中、11 都市でスクールバスが導入されている。 ◆スクールバスを活用している都市 札幌市、仙台市、相模原市、新潟市、浜松市、京都市、岡山市、広島市、 福岡市、北九州市、熊本市
--

イ 通学区域の弾力化のあり方

通学区域の弾力化制度のうち、「特別調整通学区域制度」については、学校の立地が必ずしも通学区域の中心ではないことなどへの対応策として有効に機能している。また、「指定地区外就学許可制度」についても、児童・生徒の置かれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学できる制度として、効果的な制度となっている。一方、通学区域特認校制度は、ピーク時と比べ指定校数や就学許可件数も著しく減少していることから見直しに向けた検討が必要である（42-46 頁参照）。

■ 通学区域の弾力化に係る現行の制度

特別調整通学区域制度	学校の施設及び、通学路の状況等を考慮し、指定校または教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度
指定地区外就学許可制度	児童・生徒のおかれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校に通学することができる制度
通学区域特認校制度	各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が指定する学校について、保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、就学を認める制度
学校選択制	現時点で未実施。現行の基本方針では、「他都市における課題の研究とともに、保護者や地域、学校関係者などからの意見や、ニーズを把握しながら検討を進める」としている。

(3) 学校規模に係る課題の整理

ア 「適正規模校の範囲（適正規模校基準）」の見直し

北部・臨海部など市内の一部地域では、児童・生徒数の急増により教室不足などの問題を抱える学校が発生しているが、現行の基本方針に沿って分離新設を行おうとしても、予算の確保や学校用地の取得が難しいため、物理的に対応が不可能なケースが出てきている。また、仮に学校用地の確保ができたとしても児童・生徒の急増が一過性であると思込まれる場合もある。

一方、小規模校については、周辺の学校と統合しようとする場合、適正規模校の範囲を超えてしまうケースがある。現行の適正規模基準が支障となり、小規模化がますます進んでしまうという状況が危惧される。

■ 本市の現行基準（適正規模校の範囲）

<小学校>

小規模校	11	12	適正規模校	24	25	大規模校	30	31	過大規模校
------	----	----	-------	----	----	------	----	----	-------

<中学校>

小規模校	8	9	準小規模校	11	12	適正規模校	24	25	30	31	大規模校	過大規模校
------	---	---	-------	----	----	-------	----	----	----	----	------	-------

分離新設の検討
(現行の基本方針における方策)

イ 適正規模化方策の強化

(ア) 小規模校対策

中長期的な小規模校化の傾向を踏まえ、適正規模化方策の強化が求められる。適正規模化にあたっては、これまでの「小規模校と小規模校」または「小規模校と適正規模校」という組み合わせだけではなく、統合後も小規模化してしまうなどの課題に対応するため、今後は隣接する大規模校との組み合わせについても検討しないと、小規模校対策を行えないケースが出てきている。

また、小規模校対策を実施する際、児童・生徒、保護者の心情に配慮することも大切な視点だが、適正規模化を進めることで、児童・生徒の教育環境の向上が図れることについて理解が得られず、保護者や地域に学校統合等に対する不安を与えてしまう場合がある。小規模校対策を進めるにあたり、現行の検討部会以外に地域の状況に応じた調整手法を検討する必要がある。

(イ) 大規模校・過大規模校対策

現行の適正規模基準（12～24 学級）を超えたとしても学校施設の建替えや増築による機能改善などにより、良好な教育環境を確保できる場合が考えられる。大規模校・過大規模校の課題解消という視点で学校施設の建替え等を検討することも必要である。

(4) 横浜市学校規模適正化等検討委員会の設置等

ア 設置の趣旨

市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進する等の目的で、教育委員会の附属機関として横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成 25 年 9 月施行）に基づき横浜市学校規模適正化等検討委員会を設置している。

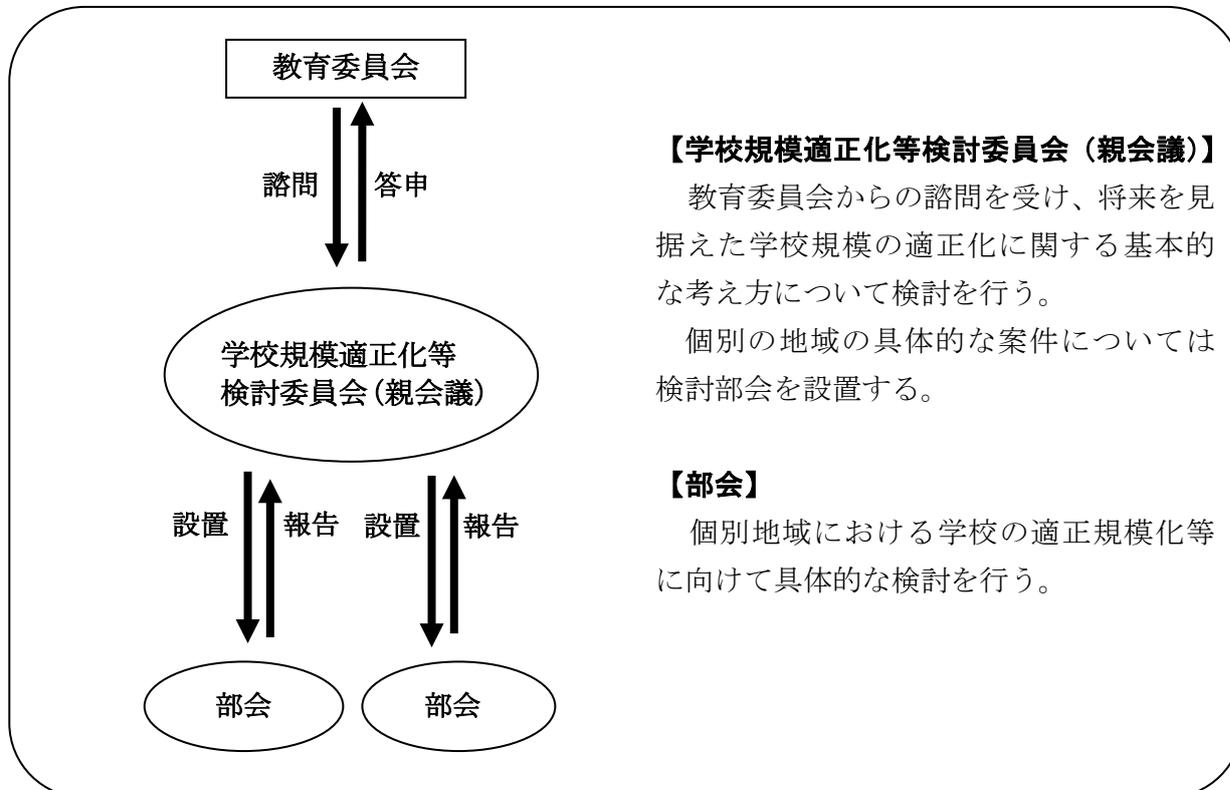
イ 学校規模適正化等検討委員会の概要

所掌事務（第 2 条）

- (1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること
- (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること
- (3) 規模の適正化に関すること
- (4) 配置に関すること
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

ウ 学校規模適正化等検討委員会と部会の関係と役割

所掌事務のうち、市全体にかかわること、基本的な考え方については学校規模適正化等検討委員会（親会議）において検討し、個別の地域の具体的な調査審議（学校の分離新設や学校統合等）については臨時委員による部会を設置して検討を行う。



○学校規模適正化等検討委員会（親会議）

- 【委員人数】 15人以内（第3条）
 【任期】 2年（再任することができる）（第4条）
 【委員】 （第3条第2項）
 （1）学識経験のある者
 （2）地縁による団体の役員
 （3）保護者
 （4）小中学校等の長
 （5）教育委員会が必要と認める者

○部会

- 【設置】 検討委員会に部会を置くことができる（第8条）
 【所管事務】 個別の地域の具体的な調査審議（学校の分離新設や学校統合等）を行う（第5条）
 【委員人数】 30人以内（第8条第2項）
 【任期】 個別の課題について検討が終わるまで（第5条第3項）
 【委員】 保護者・地域関係者・学校長等（第5条第2項）

エ 部会の設置状況

過大規模校や小規模校対策について、地域状況を考慮した具体的な学校規模の適正化の検討を行うことを目的とし、部会を設置している。過大規模校においては分離新設等の検討を行う。また、小規模校においては通学区の変更・弾力化等について検討し、実施できない場合や実施によっても課題が解消しない場合には、学校統合について検討を行う。

設置日	意見書提出	検討期間	部会名
平成25年 11月19日	平成26年 1月21日	平成25年11月 ～25年12月	「上郷中学校・庄戸中学校」小規模校対策 検討委員会 (注)条例施行以前の25年4月より検討を行っている
平成27年 8月31日	平成28年 7月6日	平成27年8月 ～28年6月	「深谷台小学校・俣野小学校」通学区と 学校規模の適正化検討委員会 (注)条例施行以前の24年10月より検討を行っている
平成26年 9月9日	平成27年 11月13日	平成27年1月 ～27年9月	本町小学校第二方面校開校準備部会
平成27年 11月13日	平成29年 2月23日	平成28年1月 ～29年1月	市場小学校第二方面校開校準備部会
平成28年 5月10日	平成29年 6月28日	平成28年11月 ～29年5月	日吉台小学校第二方面校開校準備部会
平成28年 5月10日	平成29年 6月28日	平成28年11月 ～29年6月	緑園地区義務教育学校開校準備部会
平成29年 2月22日	平成29年 10月26日	平成29年4月 ～29年10月	「上菅田小学校・笹山小学校」通学区と 学校規模適正化等検討部会

注：30年5月1日時点で検討を終えているもの

(5) 学校規模適正化実施校における検証

横浜市において現行の基本方針策定（平成22年度）以降、6つの地域の小・中学校において学校規模適正化の検討に着手し、学校統合を実施している。学校の統合による成果と課題を調べるため、統合前と統合直後の両方を知る学校長等を対象に、学校規模適正化により生じた良い影響や、学校統合により新たに生じた課題とその対応・解決策等について、聴取り調査を行った。

※聴取り調査実施校

平成 25 年度統合校：横浜吉田中学校、川島小学校、左近山小学校

平成 26 年度統合校：飯田北いちょう小学校

平成 27 年度統合校：上郷中学校

平成 29 年度統合校：横浜深谷台小学校

「学校規模適正化により生じた良い影響」について聴取りを行ったところ、社会性を育てる環境の充実や行事の活発化等の影響があげられた。児童・生徒に限らず、PTAや地域、教職員にとっても良い影響が見られ、学校規模適正化による効果は得られている。

一方で、「学校統合により新たに生じた課題」については、学校規模が適正化したことによる影響ではなく、学校統合に伴って生じたものがほとんどであったことから、配慮すべき事項は複数あるものの、今後も学校規模適正化に取り組んでいく必要がある。

【学校統合において課題となるポイント】

- ・環境が変わることで生じる児童・生徒の心理的負担の軽減
- ・PTA等の組織の再編に係るケア
- ・通学距離の長距離化と安全面への配慮
- ・施設面での配慮（狭あい化、特別教室の不足）



【これまでに実施している対応策】

- ・適切な交流期間の設定（児童・生徒、PTA）
- ・通学安全点検の実施
- ・建替えとあわせた学校統合の検討や、増築等による特別教室の確保
- ・学校統合に伴う事務へのサポート

【参考】現行の基本方針における「統合時の配慮事項」

◎統合時の配慮事項

- ① 統合の対象校の児童・生徒及び保護者・地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。
- ② 児童・生徒の教育環境が低下することがないように 統合校の施設に配慮する。
- ③ 統合前後の過程において、児童・生徒の心理的負担の軽減に努める。
- ④ 小学校の統合については、横浜型小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫ブロックに配慮する。
- ⑤ 統合により 適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。

II 通学区域制度について

1 現行の通学区域制度

現行の基本方針において、通学区域設定にあたっては、「学校規模」、「通学時間・通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定することとしている。また、通学区域の適正化方策については、「通学区域の変更」、「特別調整通学区域の設定」等を基本として調整し、適正化を進めることとしている。

■ 現行の基本方針（通学区域設定にあたっての考え方）

① 学校規模

小規模校と大規模校が隣接するなど、学校規模に不均衡が生じている場合は、各学校が適正規模となるように、通学区域の設定・変更等を検討する。

② 通学距離

横浜市では、市域の大半が市街地であり、その道路交通事情等の状況を踏まえると、自転車通学は困難であることから、徒歩による通学を原則とする。徒歩での通学を前提に、児童・生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離は、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内とする。

③ 通学安全

児童・生徒の通学時における安全を確保するため、道路交通事情をはじめとする通学路の安全環境を見極めた上で通学区域の設定・変更等を検討する。

④ 地域コミュニティ（自治会・町内会等）

自治会・町内会区域を分割する通学区域において、地域からまとまった要望が出た場合は、同一の自治会・町内会の子どもが同一の学校に通学することができるようにするなどの見直しを検討する。

⑤ 小学校・中学校の通学区域

小学校の通学区域が2校以上の中学校の通学区域に分かれている場合で、同一中学校への進学者が極端に少なくなるときには、多数の進学者と同一の中学校に就学できるように通学区域の設定・変更、または、特別調整通学区域の設定等を検討する。

さらに、横浜型小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の設定・変更等を検討する。

■ 現行の基本方針（通学区域の適正化方策）

① 通学区域の変更

通学時間・通学距離、通学安全、地域コミュニティとの関係、小学校・中学校の通学区域、学校の受入れ能力等に支障がない場合、通学区域の変更により適正化を図ることを基本とする。

② 特別調整通学区域の設定

通学区域の変更が諸事情により難しい場合は、特別調整通学区域の設定を検討する。

③ その他の方策

「通学時間・距離」「通学安全」に関する課題が通学区域変更や特別調整通学区域の設定で解消できない場合、または諸事情によりその変更や設定ができない場合には、状況に応じた通学環境改善策や通学支援策も検討する。

今後、小規模校の統合やその他状況の変化に対応し、「通学時間・距離」「通学安全」に影響を及ぼす可能性がある場合は、地域状況に応じて特別な支援策についても検討する。

2 通学距離について

(1) 通学距離等に係る国の考え方

国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第4条において通学距離についての考え方を示している。

また、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために「学校施設整備指針」により学校施設の整備に関する留意事項を示している。同指針の「第2章 施設計画」において通学区域や通学経路に関する考え方が記載されている。なお、その他関連する事項として、スクールバスの駐停車や転回スペースに関する考え方も示されている。

【参考】国の通学距離の考え方

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条（適正な学校規模の条件）

第1項第2号「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。」

第3項「統合後の学校の（中略）通学距離が第1項（中略）第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該（中略）通学距離は、同項（中略）第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。」

【参考】学校施設整備指針（平成28年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画部）

小学校施設整備指針（抜粋）

第2章 施設計画 第1節 校地計画

第3 通学環境

1 通学区域

- (1) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

- (1) 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。
- (2) 地域の実状に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

第2章 施設計画 第2節 配置計画

第4 その他の施設

5 その他

- (2) 地域の状況によりスクールバスなどを利用する場合には、スクールバスなどが安全に駐停車、転回できるとともに、児童が安全に乗降できる計画とすることが望ましい。また、児童の待機場所を検討しておくことも望ましい。

(注) 中学校施設整備指針においても同趣旨の記述がある。

(2) 政令指定都市における通学距離基準

横浜市を除く 19 の政令指定都市における通学距離基準（平成 30 年 5 月 1 日時点）について照会を行ったところ、「小学校 2 km以内、中学校 3 km以内」と定めている都市が 4 都市、「小学校 4 km以内、中学校 6 km以内」と定めている都市が 7 都市、「基準を定めていない」都市が 7 都市であった。

	適正な通学距離基準			
	小学校	中学校	通学時間	通学手段
横浜市	概ね 2 km以内	概ね 3 km以内	-	原則徒歩
札幌市	概ね 2 km以内	概ね 3 km以内	-	原則徒歩
仙台市	概ね 4 km以内	概ね 6 km以内	-	-
千葉市	概ね 4 km以内	概ね 6 km以内	-	-
さいたま市	基準なし	基準なし	-	-
川崎市	基準なし	基準なし	-	-
相模原市	概ね 4 km以内	概ね 6 km以内	概ね 1 時間以内	-
新潟市	4 km以内	6 km以内	-	-
静岡市	4 km以内	6 km以内	概ね 1 時間以内	-
浜松市	概ね 4 km以内	概ね 6 km以内	概ね 1 時間以内	-
名古屋市	概ね 2 km以内	概ね 3 km以内	-	-
京都市	基準なし	基準なし	-	-
大阪市	概ね 2 km以内	基準なし	-	-
堺市	基準なし	基準なし	-	-
神戸市	2 km以内	3 km以内	-	原則徒歩 通学に距離や時間を要する場合は自転車や公共交通機関の利用を認める
岡山市	基準なし	基準なし	-	-
広島市	基準なし	基準なし	-	-
福岡市	概ね 2 km以内	概ね 3 km以内	-	-
北九州市	基準なし	基準なし	-	原則徒歩 ※学校によっては、実態に応じてバス及び自転車通学（生徒のみ）を認めている。
熊本市	概ね 4 km以内	概ね 6 km 以内	-	-

【出典】横浜市教育委員会調べ

(3) 市内小・中学校の遠距離通学実態

現行の望ましい通学距離基準を踏まえ、通学にかかる時間が「小学生 30 分以上、中学生 40 分以上」となっている児童・生徒を便宜上、遠距離通学者とみなし、29 年 5 月時点における市内の遠距離通学の実態について、調査を実施した。

遠距離通学者がいる学校は、小学校で 78 校（調査対象校 340 校中（22.9%）、中学校で 48 校（同 145 校中（33.1%））であり、人数では、小学生が 5,211 人、中学生が 2,412 人となっている。また、市内の全児童・生徒数に占める割合は、小学生で 2.9%、中学生で 3.1%となっている。

なお、前回調査（平成 21 年 5 月）と比較すると、小学生、中学生ともに遠距離通学者が増えているが、住宅開発や学校統合による通学区域の拡大などが、その要因と考えられる。

◆平成 29 年 5 月時点・遠距離通学に関する調査（小学生 30 分以上、中学生 40 分以上）

遠距離通学者	小学生								中学生				
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童数計	校数計	1年生	2年生	3年生	生徒数計	校数計
		1,047	945	862	836	810	711	5,211	78	917	757	738	2,412
うち徒歩以外通学者	23	20	11	14	13	13	94	6	136	135	116	387	15

<平成 29 年 5 月時点・市内の全児童数・生徒数に占める割合>

	全体(※)に占める割合	
	小学生	中学生
小学生30分以上、中学生40分以上	2.9%	3.1%
小学生30分超、中学生40分超	1.7%	2.0%

(※) 平成 29 年 5 月時点の市内の全児童・生徒数のうち、調査対象外の学校を除いた人数（小学生 180,127 人、中学生 78,027 人）を母数として算出する。

【参考】前回調査（平成 21 年 5 月時点）（注）調査方法（条件など）は今回調査と同じ

遠距離通学者	小学生								中学生				
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童数計	校数計	1年生	2年生	3年生	生徒数計	校数計
		759	804	852	782	777	626	4,600	75	653	587	528	1,768
うち徒歩以外通学者	68	74	79	74	71	46	412	7	138	136	137	411	17

<平成 21 年 5 月時点・市内の全児童数・生徒数に占める割合>

	全体に占める割合	
	小学生	中学生
小学生30分以上、中学生40分以上	2.4%	2.3%
小学生30分超、中学生40分超	1.6%	1.5%

(4) 東日本大震災による影響

現行の基本方針は、東日本大震災の発生前に策定（平成 22 年 12 月）されているため、見直し検討にあたっては、震災以降の危機管理対策の拡充や学校・保護者の意識の変化などを考慮する必要がある。

東日本大震災の発生当日、児童・生徒の安全確保のため、大半の学校で集団下校や校舎での預かり（留め置き）を実施している。その後、平成 23 年 7 月の学校防災計画改訂により、大規模地震が発生した場合、児童・生徒の預かり（留め置き）を行うことになっている。また、預かりを行った場合は、保護者が引取りに来るまで、教職員は安全な場所で児童・生徒に付き添うとともに、保護者に繰り返し連絡することが計画上、明記されている。

保護者としては、発災時に子どもを引取りに行く必要性から、自宅に近い学校に子どもを通わせたいという意識が高まっていると考えられる。

【参考】東日本大震災・発生時の市内学校における対応

		集団下校	預かり (留め置き)	特別になし	その他
小学校	学校数	145	149	5	46
	%	42	43	1	13
中学校	学校数	100	8	13	25
	%	68	5	9	17
高校	学校数	0	1	0	8
	%	0	11	0	89
特別支援 学校	学校数	0	6	0	6
	%	0	50	0	50

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・余震の状況を見て留め置き ・短時間留め置き、その後道路等の状況を確認後集団下校
-----	---

(5) 学習指導要領の改訂等による影響

学習指導要領は、時代の変化や子ども達の状況、社会の要請等を踏まえて、改訂が行われている。それに伴い、授業時数の増加傾向や、道德等の教科化の傾向が見受けられる。

また、近年では教科書のイラストや写真の掲載といったビジュアル化等が進み、資料集等の充実からも児童・生徒の荷物の重量が増える傾向がある。

横浜市では現行の基本方針において、望ましい通学距離を小学校では片道おおむね2 km 以内、中学校では片道おおむね3 km 以内としており、他都市と比較すると短い距離設定としているが、市域の大半が市街地であることから、徒歩での通学を前提としている点を考慮し、小学校、中学校ともに妥当であると考えられる。

【参考】学習指導要領改訂における、横浜市立学校の授業時間数について

	改訂時、従前の学習指導要領との変更内容	総授業時数（年間）の変化
平成 20 年 3 月 横浜版学習指導要領	<ul style="list-style-type: none"> ・国の学習指導要領において教科指導時数の変化による「総授業時数」の増 ・横浜版学習指導要領において YICA (※) を設定 (小学校 1 年から 4 年に、年間 20 時間を国の「総授業時数」に加える) ・横浜版学習指導要領において学校独自に教科等指導に活用する時間を設定 (小学校 5 年、6 年に、年間 20 時間を国の「総授業時数」に加える) 	小 1 : +88 時間 小 2 : +90 時間 小 3 ~ 6 : +55 時間 中 1 ~ 3 : +35 時間
平成 30 年 2 月 横浜市立学校 カリキュラム ・マネジメント 要領	<ul style="list-style-type: none"> ・道德の教科化 (授業時数の変更はなし) ・小学校 3、4 年生において YICA の授業時数の増 ・小学校 5、6 年生において外国語の教科化 (授業時数の増) 	小 3 ~ 6 : +15 時間

※YICA : 「Yokohama International Communication Activities (横浜国際コミュニケーション活動)」、外国語教室。

3 通学支援策について

(1) 横浜市における通学支援策の実施状況

横浜市では、特別支援学校においてスクールバスを運行しているが、小・中学校は徒歩通学を原則とする通学区域を設定していることから、通学支援策を実施していない。一部の学校では、通学距離が長い児童・生徒に対し、学校長の判断でバスや自転車などでの通学を認めているケースもあるが、その場合も支援策は行っていない。また、指定地区外就学や特認校については、通学距離基準の例外として取扱っている。

なお、市内の小学校においては、学校、保護者（PTA校外委員など）、地域（「よこはま学援隊」など）が連携し、児童・生徒の通学安全を確保しているが、過去に学校統合を実施した小学校のうち2校において、統合により通学路において幹線道路を横断する必要が生じたため、通学安全指導という理由で、警備員を配置している。

【参考】「よこはま学援隊」とは

保護者や地域住民で構成される通学路の見守りや校舎・校門の安全管理等を行うボランティア組織。教育委員会では、希望する団体に対し、必要物品（防犯ベスト、のぼり旗等）の購入費等を支援している。

(2) 政令指定都市における通学支援策の実施状況

他政令指定都市における通学支援策(平成30年5月1日時点)について調査を行ったところ、20政令市のうち半数以上の12都市で、通学手段として公共交通機関を利用する場合、定期券購入費など通学費に対して遠距離通学支援策を実施していた。また、遠距離通学支援策を実施していない都市についても、殆どが別途、通学費に係る就学援助を実施していた。

一方、横浜市については、通学距離基準が短く徒歩通学を原則としていることから、通学費に係る就学援助を含め遠距離通学支援策は実施していない。

	遠距離通学支援(定期代等補助)				就学援助(※)		スクールバス活用 実施の有無
	実施の有無	距離基準	交通手段	支給率	実施の有無	支給率	
横浜市	×	-	-	-	×	-	×
札幌市	○	小: 2 km以上 中: 3 km以上 (対象地域指定)	路線バス 電車	全額	小: 夏期 4 km、冬期 2 km以上 中: 夏期 6 km、冬期 3 km以上 ※夏期4~10月、冬期11~3月	全額	○
仙台市	○	小: ① 3 km以上 ② 4 km以上 中: 6 km以上	路線バス 電車 タクシー	全額 ①(5箇月分) ②(10箇月分)	○	全額	○
千葉市	×	-	-	-	○	全額	×
さいたま市	○	小: 3 km以上	公共交通機関	就学援助世帯: 全額 その他の世帯: 5割	○	全額	×
川崎市	×	-	-	-	○	全額	×
相模原市	○	①または② ①統合校 ②小: 4 km以上 中: 6 km以上 ※実際の適用は①のみ	路線バス	全額	○	全額	○
新潟市	○	該当地区 小: 概ね 4 km以上 中: 概ね 6 km以上	路線バス タクシー 自家用車 自転車	条件によって、 異なる	×	-	○
静岡市	○	小: 4 km以上 中: 6 km以上	路線バス 自転車	全額 (11箇月分)	○	定期券購入相当額	×
浜松市	○	小: 4 km以上 中: 6 km以上 (対象地域指定)	路線バス 電車	全額	○	実費(上限あり)	○
名古屋市	×	-	-	-	○	全額	×
京都市	○	①または② ①統合校 ②小: 4 km以上 中: 6 km以上	①路線バス ②路線バス 電車	①全額 ②全額又は一部	○	全額	○
大阪市	○	小: 2 km以上 中: 3 km以上 (対象地域指定)	路線バス 電車	全額			×
堺市	○	小: 2 km以上 中: 4 km以上	路線バス	全額	×	-	×
神戸市	○	小: 2 km以上 中: 3 km以上	路線バス 電車	全額	○	全額	×
岡山市	○	①または② ①統合校 ②小: 4 km以上 中: 6 km以上	路線バス 電車 タクシー	条件によって、 異なる	○	全額	○
広島市	○	小: 4 km以上 中: 6 km以上	路線バス 電車、船舶 自転車	全額	○	遠距離通学費支給者は 対象外	○
福岡市	×	-	-	-	○	○小学校 4 km以上全額 2 km以上 4 km未満半額 ○中学校 6 km以上全額 3 km以上 6 km未満半額	○ ※分校の廃止 に伴い一部の 小学校でマイ クロバス借上 げにより対応
北九州市	○	学校統合により、通学距離が3 kmを超える場合	路線バス	全額	○	全額	○
熊本市	×	-	-	-	○	全額	○

【出典】横浜市教育委員会調べ

(注) 就学援助制度について(横浜市ホームページより)

本市では、市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助しています。

＜援助を受けられる方＞ 児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で同一生計の家族全体の収入が限度額以下の方など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが困難なご家庭

＜援助の内容＞ 学用品費、通学用品費、遠足などの校外活動費、修学旅行費、学校給食費など

(3) 政令指定都市を除く他都市における通学支援策（公共交通機関の利用に対する支援）

横浜市近隣の政令指定都市以外の通学支援を実施している都市についても、運用実態について照会を行った。

東京都A市においては、徒歩による通学が困難（通学距離がおおむね2 km以上）で、身体的理由または通学の安全確保のため、交通機関を利用する児童・生徒の通学費に対し、定期代の2/3相当を補助している。

また、東京都B区においては、人口急増地域の通学区域の児童を対象に、小規模校である特認校を選択する場合、特認校までのスクールバスを運行している。

【参考】通学支援策に係る他都市の事例

	支援の目的、理由	支援内容	備考
東京都 A市	徒歩による通学が困難（通学距離がおおむね2 km以上）、身体的理由又は通学の安全確保のため	交通機関を利用する児童・生徒の通学費補助金（2/3補助）	A市では、当該通学支援策を実施していることを理由に、望ましい通学距離基準を概ね2 kmとしている。 また、一部の中学校では、自転車通学を認めている。自転車通学を認めている学校では、2 kmを超えても自転車により登校している。
東京都 B区	局所的な人口急増対策のため、また、小規模化した学校の児童・生徒数確保のため （保護者が希望する場合、指定の学校ではなく区内の別の学校（特認校（小規模校））への入学を可とするもの）	人口急増地域の通学区域の児童を対象に、小規模校である特認校を選択する場合、特認校までの通学安全を考慮しスクールバスを運行している。スクールバスの運行は特認校を選択するうえでのインセンティブとして機能している。	スクールバス運行のほか、特認校における特色ある教育も保護者の注目を集めている。

(4) 通学支援策（スクールバス導入検討）

ア スクールバス導入手法

スクールバスの導入にあたっては、いくつかの手法が考えられる。導入にあたっては、運行が必要となる年数、乗車人数の見通しなどを総合的に勘案し、コスト比較（国庫補助等、財源面の検討も含む）のうえ、最適な手法を選択する必要がある。

【参考】スクールバスの導入手法のパターン（例示）

	車両	運転手	車両メンテナンス	駐車スペース確保	乗降・転回スペースの確保
1-1	購入	市直営	必要	必要	必要
1-2	購入	委託	（委託費に含める）	（委託費に含める）	必要
2-1	リース	市直営	リース契約による	必要	必要
2-2	リース	委託	リース契約による	（委託費に含める）	必要
3	委託方式 （委託費に含める）	委託	（委託費に含める）	（委託費に含める）	必要

イ 国による財政支援策について

スクールバス導入に関する国による財政支援は、距離基準が長く、購入の場合に限られるなど、一定の制約がある。

【参考】スクールバスに関する補助等に関する規定

スクールバスの導入に係る補助等について、へき地における国庫補助の適用や運営費の地方交付税措置があります。

1 へき地における補助等

へき地における児童生徒の遠距離通学（小学校4km以上、中学校6km以上）を緩和するためのスクールバスの導入に関しては、「へき地教育振興法」及び「同施行令」に基づき、一定の水準を満たした場合にスクールバスの購入に際して国庫補助（1/2）が適用されます。

ア) へき地学校

イ) 人口の過疎減少に起因する児童・生徒の減少に対処するための学校統廃合

ウ) 過疎地域等でのバス路線の運行廃止 など

2 運営費の地方交付税措置

学校の児童及び中学校の生徒の遠距離通学に供するため、市町村が運行するスクールバスの維持管理費については、補正係数（測定単位の多少だけでは反映できない行政経費を反映させるために用いる乗率）による措置が適用されています。同措置は、民間委託運行、占有運行に関係なく対象となり、通学距離による対象制限はなく、通学に供していれば、原則として対象としています。

ウ その他（学校統合を契機とするスクールバスの導入について）

国（平成28年度調査）による全国の市町村を対象とした学校統合に関する調査によると、過去3年間（平成26～28年度開校）の小学校、中学校などの統合件数のうち、大半の学校でスクールバスを導入している。また、学校統合でスクールバスを導入した学校のうち、半数近くがバスを購入している。

【参考】学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査 （文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）（抜粋）

市区町村統合事例（調査時点：平成28年5月1日）

■ 統合事例件数過去の3年間 651件（1617校→694校）

【開校時期別の件数】

- ・平成26年4月 216件（531校→225校）
- ・平成27年4月 202件（503校→219校）
- ・平成28年4月 221件（543校→234校）
- ・その他（複数の段階に分けて統合した例）12件（40校→16校）

■ 通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前の学校211件→統合後の学校494件（うち購入227件）

【スクールバスの購入費の平均】

- ・小学校 18,348千円（162件）
- ・中学校 18,896千円（56件）

（注）アンケート調査項目上、学校ごとにはなっておらず、車両の台数についても不明。

＜アンケート調査の項目＞

「遠隔地からの通学のためにスクールバス・ボート等を購入した場合、その経費をお書きください。（数年で分割して支払う場合は、総額をお書きください。）」

4 通学区域線について

通学区域線について、小中一貫教育推進ブロックで通学区域が完全に重なり合わないケースが多いことが課題としてあげられる。

また、学校と地域活動との関係が密接になる中で、通学区域が地域コミュニティのエリアと一致しないケースが少なくない。ただし、通学区域線のあり方を検討するうえでは、通学区域は長年、地域に根付いてきていることについても考慮が必要である。

(1) 小中一貫教育推進ブロック

ア 小中一貫教育の推進について

横浜市では、市で取り組む小中一貫教育を「横浜型小中一貫教育」とし、敷地や校舎を共有するなどの物理的な条件に関係なく、小・中学校の教職員が情報交換や連携を行い、義務教育9年間の連続性を図った小中一貫カリキュラムに基づく教育活動を推進することとしている。義務教育9年間の連続性のある教育を推進することによって、児童・生徒の学力向上と児童・生徒指導の充実を図り、「横浜教育ビジョン」で示された『横浜の子ども』を育成（※1）することを目的としている。

中学校の通学区域を基本としたブロック（平成29年度は139ブロック（※2））ごとに、小・中学校の教職員が協働して、児童・生徒指導の充実を図り合同授業研究会の実施等による学力向上を目指している。また、ブロックごとの特色や状況に応じて、学校行事や部活動等を通じた児童・生徒交流、地域と連携した合同防災訓練、中学校の教員が小学校で、小学校の教員が中学校で授業を行う授業交流等の取組みについても進めている。

小中一貫教育推進ブロックの通学区域が完全に一致していることが望ましく、ブロックの地域特性や児童・生徒の実態に即した授業時数や教育内容の配列などについて、学習指導要領の枠を柔軟に捉えて教育課程を編成し、学習、生活の両面で9年間一貫した緩やかで確実な教育活動を行うことが可能となる。

これらの取組みにより、いわゆる「中1ギャップの軽減」、児童・生徒指導等をはじめとした教育課題への小・中連続した対応の実現等の成果が見られている。また、小中合同授業研究会の実施や小・中教職員の交流を通して、相互理解の深まりや小中一貫教育に対する意識の向上等が見られている。

（※1）『横浜の子ども』の育成について（「横浜教育ビジョン（平成18年10月）」より）

横浜では、社会の一員として国や社会を良くしていこうとする気概や、正しい勤労観、奉仕の心などを持って、自らの人生を切り拓き、作り上げることができる「市民力・創造力」を兼ね備えた未来を担う「市民」の育成を目指しています。そのため、横浜の教育では、「幅広い知識と教養（知）」、「豊かな情操と道徳心（徳）」、「健やかな体（体）」という『3つの基本（知・徳・体）』と、「公共心と社会参画意識（公）」、「国際社会に寄与する開かれた心（開）」という『2つの横浜らしさ（公・開）』を最も大切に、「横浜の子ども」を育てています。

（※2）小中のブロック数について

平成29年度の市内の中学校（中高一貫教育校や義務教育学校の後期課程を除く）は、143校だが、ブロック数は139となっている。これは「2中3小」など、複数の中学校で1つのブロックを形成しているケースがあるためである。

【参考】小中一貫教育推進ブロックの状況

小中一貫教育推進ブロックは、中学校の通学区域を基本とし、「接続型」、「協働型」、「連携型」の3種類のブロック（計139ブロック）を形成している。

① 接続型	1中1小 15ブロック	（ 軽井沢、西、藤の木、旭、上白根、左近山、鶴ヶ峰、本宿、若葉台、南瀬谷、野庭、根岸、小田、西柴、新羽 ）
② 協働型	1中2小 63ブロック 1中3小 39ブロック 1中4小 18ブロック	<計120ブロック>
③ 連携型	2中3小 2ブロック 2中4小 1ブロック 2中6小 1ブロック	上菅田中・新井中ブロック、 並木中・富岡東中ブロック 本牧中・大鳥中ブロック あざみ野中・すすき野中ブロック

イ 小学校と中学校の通学区域の関係

（ア）小学校と中学校の通学区域の関係

小学校と中学校の通学区域の関係について、（2つの中学校による「連携型」も含めたブロックという概念ではなく、）中学校ごとの通学区域が小学校の通学区域を包含し、通学区域が完全に重なり合うケースは2割程度に過ぎない。（10頁参照）

（イ）小学校と中学校の通学区域が一致しない場合の対応方法

小学校と中学校の通学区域が一致しない場合も、ブロック内の小・中学校で横浜型小中一貫教育を進めている。

小学校からブロック外の中学校へ進学する際は、子どもにとって、9年間を通した緩やかで確実な成長の場となるよう、小学校における生活・学習の状況、取組内容等を進学先の中学校へ伝え、情報共有して連携を図るようにしている。

通学の状況や児童・生徒数の増減、それに伴う学校統合等の諸事情により、ブロック構成を見直す必要が出てきた場合には、子どもや保護者、地域、そして教職員の総意を受けて、ブロック内の学校長が判断し、教育委員会に連絡・相談し、変更することができるようにしている。

(2) 地域コミュニティや行政区との関係

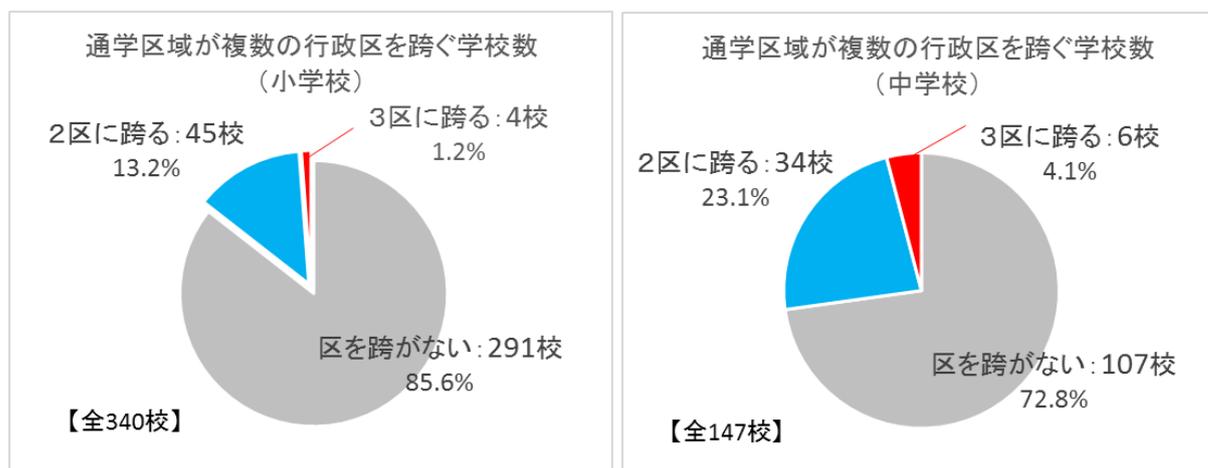
横浜市では、地区連合町内会や地区社会福祉協議会をはじめとする地域の団体が中心となり、区役所や消防・警察などの関係機関と連携し、身近な課題の解決に向けた地域活動がきめ細かに実施されている。具体的には、行政区（人口：10万～35万人）をひとつのまとまりとして、高齢者、障害者、子育て世帯などに対する見守り活動、子ども会活動や青少年の健全育成など子どもに関する取組、防犯パトロールや防災訓練など安全・安心の取組、公園・街の美化活動など、様々な地域の活動が推進されている。

市内の小・中学校においては、大半の学校が地域防災拠点に位置付けられるとともに、学校開放（教育施設の地域開放）による地域における文化・スポーツの振興、学校運営協議会を通じた地域参加型の学校運営など、学校と地域の繋がりはますます密接となっている。また、区役所を中心に、学校を核として地域コミュニティを活性化していこうとする機運も高まってきている。さらに、PTA活動は、現役世代が地域活動に触れる機会でもあり、PTA役員がその後、地域活動の担い手となるケースも見られる。

こうした中、通学区域と行政区との関係について確認すると、複数の区に跨る小・中学校の通学区域は少なくなく、地域における様々な調整（※）が煩雑となる傾向がある。また、行政区のほか、地区連合町内会や地域防災拠点などの対象エリアについても、通学区域と一致しているわけではない。

（※）地域における様々な調整が煩雑となると思われるもの

- ・区体育協会が主催する区民大会（小学生の部）への参加調整
- ・通学路やスクールゾーンの安全対策における、複数の警察署や土木事務所との調整
- ・区民生委員児童委員協議会や区子ども会連絡協議会と学校との調整
- ・複数の地区連合町内会への学校長の出席



【参考】横浜市教育委員会調べ

みやがや

【参考】宮谷 小学校（西区）の通学区域について

①行政区境（黄色の点線）と通学区域（赤の実線）

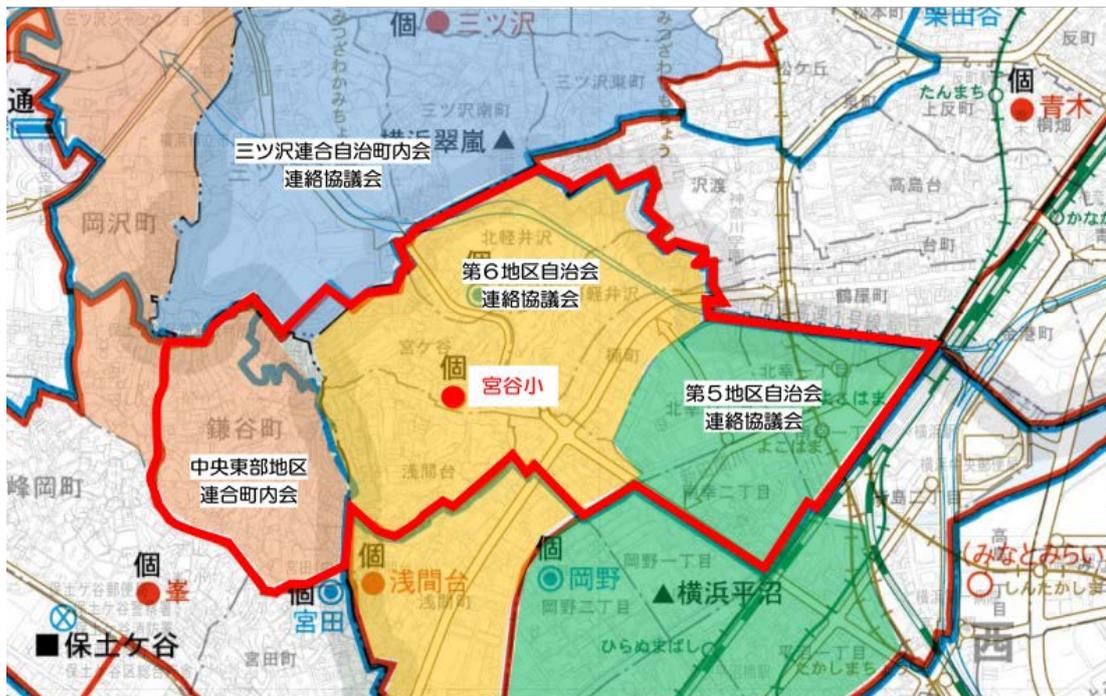
宮谷小学校の通学区域は西区、保土ヶ谷区、神奈川区の3区に跨っている。



(注) 青の実線は中学校の通学区域です。

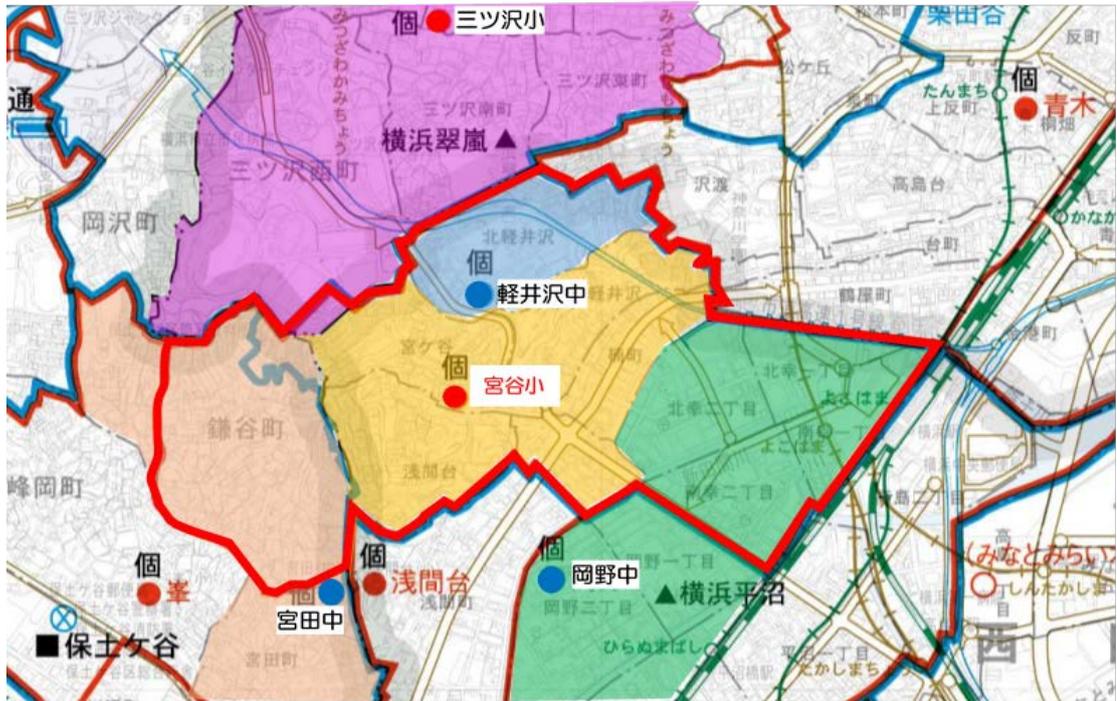
②地区連合町内会のエリア（色塗り）と通学区域

宮谷小学校の通学区域は4つの連合町内会のエリアに跨っている。



③地域防災拠点の対象地域（色塗り）と通学区域

宮谷小学校の通学区域は5つの地域防災拠点の対象地域に跨っている。



(3) その他（通学区域と地域コミュニティ）

ア 保護者・地域による学校支援の取組事例

西区の宮谷^{みやがや}小学校では、保護者・地域により「みやがや応援隊」を組織し、学校教育を充実させるため、様々なボランティアの取組みが活発に行われている。保護者の中には、自分の子どもが小学校卒業後も、「地域」の立場でボランティア活動を継続する人もいて、年々、ボランティアの登録数は増えてきている。（ボランティア登録数 203 名（うち保護者 128 名、地域 75 名））。また、ボランティア活動のコーディネートについては、「学校・地域コーディネーター」として、9名の保護者が主体的に行っている。なお、当取組みについては平成 26 年度に、優れた「地域による学校支援活動」を推進している学校を対象とする、文部科学大臣表彰を受けている。

【特徴的な活動内容】 ※（）内はボランティア数、下線は次頁写真あり

■学習支援に関する活動

- ・入学時初期支援や給食補助・低学年算数の「学習補助」（22名）
- ・AET（英語指導助手）のサポートを行う「YICA（英語活動）」（11名）
- ・土曜にパソコン操作や算数学習を行う「土曜わいわいタイム」（7名）

「土曜わいわいタイム」では、パソコンが得意な地域の方が集まり、児童にパソコンの使い方などを教えていたが、参加する児童の実態やニーズに合わせて、算数学習の補習をしたり図工教室を開催したりして活動内容を工夫している。

- ・朝の読書活動での全30学級の「読み聞かせ」（18名）
- ・「クラブ」の補助（3名）
 - ・和クラブ（日本文化の伝承（生け花・日本舞踊・着物の着付け）、料理クラブ、絵画工作クラブ、野外活動クラブ、サイエンスクラブ

■学校環境に関する活動

- ・学校教育目標をサポートする掲示物作成や環境整備を行う「学校環境」（8名）
- ・花壇で季節の花や緑のカーテンを育てる「フラワー」（9名）
- ・図書の本の整理・修繕・掲示などを学校司書と連携して行う「図書室環境」（18名）

■安全に関する活動

- ・「登下校見守り隊」による交差点での通学安全指導（13名）
- ・自宅前での声かけなど、地域を挙げて子どもの見守り「ちょいボラ見守り隊」
- ・犬の散歩をしながらの「わんわんパトロール」（32名）
- ・自転車でのパトロール「りんりんパトロール」（23名）
- ・校外行事などの際に児童の安全を守る「学校行事」（14名）

■その他

- ・土日休日に飼育動物の世話をする「いきもの」（9名）

【実施に当たっての工夫】

各ボランティアに学校・地域コーディネーターの担当を付け、ボランティアごとに定期的に会合を設け、問題解決を速やかに行い、気持ちよくボランティア活動ができるように工夫している。また、年度末には「ボランティア感謝の会」を設けて、児童からメッセージを届けたり、他のボランティアと交流したり、振返りを行ったりすることでボランティア同士のネットワークが広がっている。

【参考】みやがや応援隊の活動の様子



土曜わいわいタイム
(パソコン教室)



「和クラブ」
(着物の着付け教室)



「登下校見守り隊」

イ 通学区域が地域コミュニティのエリアや行政区と一致しない場合の対応について

学校運営協議会を通じた地域参加型の学校運営をはじめ、地域防災拠点として学校施設を活用することによる地域防災力の強化、学校開放（教育施設の地域開放）による地域におけるスポーツ・文化・芸術の振興など、学校と地域の繋がりはますます密接になってきている。

前述の宮谷小学校の事例のように「地域で子どもを育てていく」という動きが推進されるとともに、「学校を核として地域コミュニティを活性化していく」という機運も高まりつつある。こうした中、行政区や連合町内会をはじめとする地域コミュニティのエリアなどと、通学区域を合わせていくことが求められる。

しかしながら、地域コミュニティのエリアの考え方は、コミュニティごとに様々であるとともに、通学区域も歴史を持ち地域に定着している実態がある。完全にエリアを合わせることは困難だが、学校統合などで通学区域を見直す際、可能な限り地域コミュニティとの関係を考慮することが必要である。

通学区域と地域コミュニティのエリアや行政区が合わない場合には、関係機関による調整など柔軟な対応が行われることが望ましいと考えられる。

【参考】行政区を跨ぐ通学区域における、西区役所の取組み

<防犯ブザーの配布>

- ・区の予算で西区の小学校新生生に対し防犯ブザーを配布しています。配布対象校を「西区校長会所属の学校」としているため、西区内の学校に通う、隣接区（保土ヶ谷区など）に居住する児童に対しても配布している。



<子ども 110 番の家>

- ・西区では、通学路などで不審者に遭遇した子どもが駆け込む避難場所として、一時的な保護と警察等への通報を行う「子ども 110 番の家」の取組みを推進している。看板を掲げてくれる協力者（通学区域内の民家・商店等）にプレートを配布するとともに、協力者に児童が感謝の意を伝える「交流会」での給食費を区の予算で支援している。一緒に給食を食べることで、協力者と児童が顔見知りとなり、有事の際に逃げ込みやすくすることを狙いとしている。登録者が西区以外の方についても、その学校の児童を見守ってくれているという点から、支援対象としている。



5 通学区域の弾力化について

通学区域の弾力化については、特別調整通学区域制度、指定地区外就学許可制度ともに、安定的に運用されている。一方で、通学区域特認校制度については、指定校数、利用者数(申請者数)ともに減少傾向にあることから、制度のあり方について見直しが必要となっている。

(1) 横浜市における通学区域の弾力化

	現行の基本方針における記載内容
(1) 特別調整 通学区域制度	通学区域の適正化などの観点とあわせて、市民ニーズへの対応など学校選択の機会を拡大していく観点から、特別調整通学区域の設定の検討を進める。
(2) 指定地区外 就学許可制度	これまで許可基準の緩和や申請手続きの簡素化を図ってきたが、今後も引き続き制度を周知する工夫や、必要に応じて許可基準の見直しを検討する。
(3) 通学区域 特認校制度	特認校各学校の特色面や、制度の認知度の面など、制度導入から現在までの課題となる部分の解消を含め、引き続き現行制度をより周知するための取組を進めるとともに、現在の制度内容の見直しを検討する。

【参考】指定地区外就学許可制度の許可理由

	許可理由
① 遠距離	新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離（指定校までの距離が、小学生は片道2km以上、中学生は片道3km以上）にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合（ただし、単に通学距離のみで判断するのではなく、所要時間、通学経路等の諸要件も勘案のうえ、弾力的に対応する）
② 病気等	病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合
③ 引越済だが 支障なし	今まで通学していた学校の通学区域外に引っ越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
④ 引越予定	学年途中で引っ越し予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引っ越し先の区域の学校に通学を希望する場合
⑤ 一時引越	自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
⑥ 帰宅後監護 者なし	保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、放課後児童クラブ（はまっ子、キッズクラブは除く）、自営店舗 など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合
⑦ 兄妹関係	既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合
⑧ 部活動	中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合
⑨ 教育的配慮	児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき

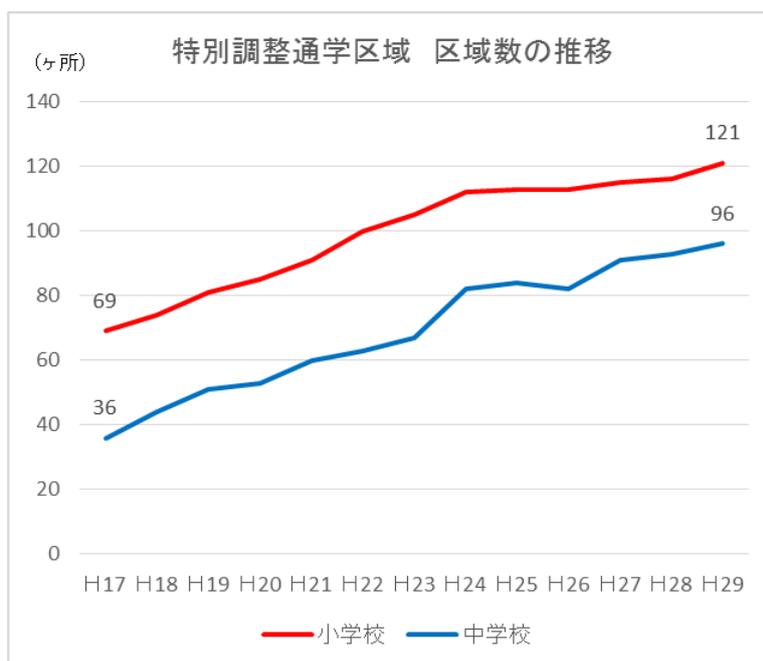
(注) 平成17年4月の事務取扱要綱改正（「部活動」の項目が追加）以降、許可理由は追加されておられません。

(2) 各制度の運用状況

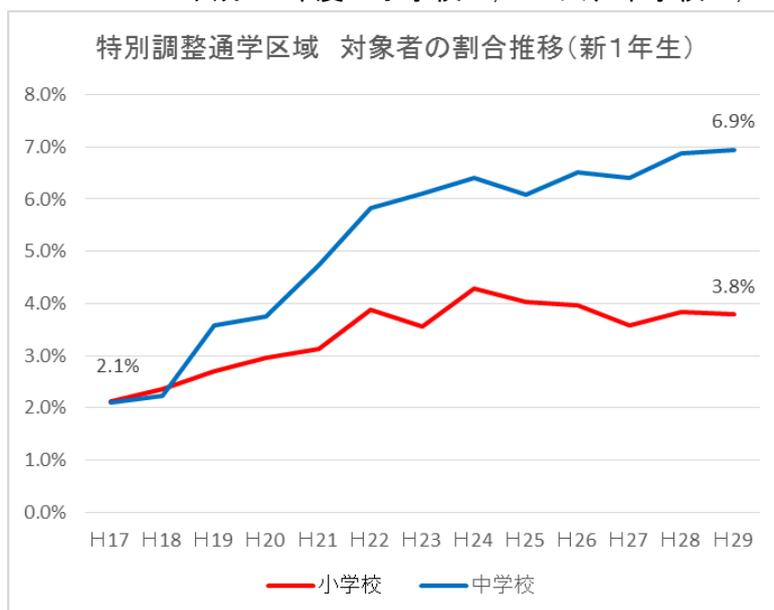
ア 特別調整通学区域制度

平成 17 年度と比較すると、特別調整通学区域の設定数は増えてきているが、平成 24 年度頃からその伸びはやや鈍化している。このため、対象者（新 1 年生で見た場合）の割合も、近年、横ばいに推移している。また、設定においては、「学校規模の適正化」、「住民要望・地域コミュニティ」、「指定地区外就学の常態化解消」が主な目的となっている。

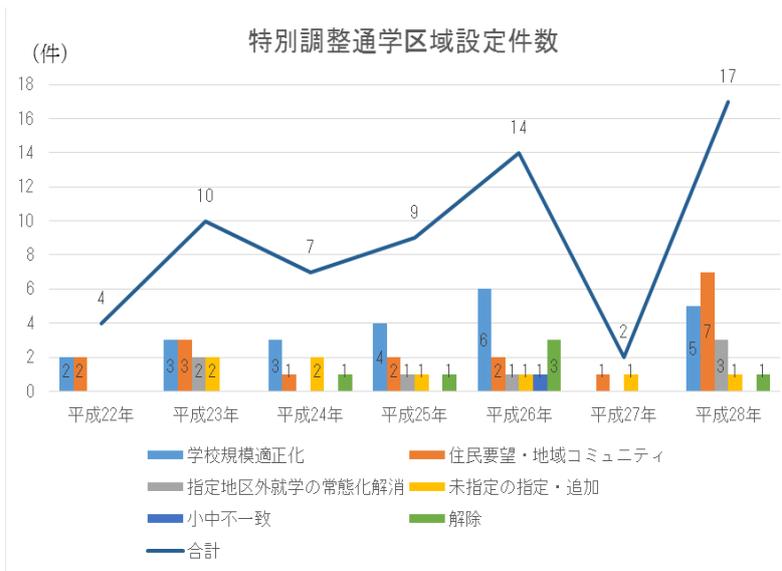
(ア) 区域数 平成 17 年度：小学校 69 ヶ所、中学校 36 ヶ所
平成 29 年度：小学校 121 ヶ所、中学校 96 ヶ所



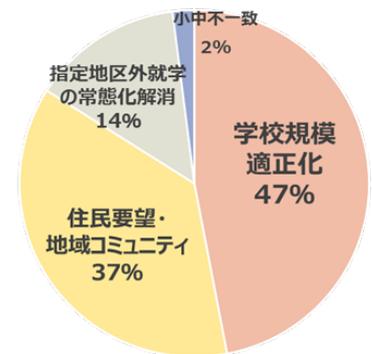
(イ) 対象者（新 1 年生） 平成 17 年度：小学校 689 人、中学校 494 人
平成 29 年度：小学校 1,114 人、中学校 1,737 人



(ウ) 設定理由・目的別割合



特別調整通学区域設定 目的別割合



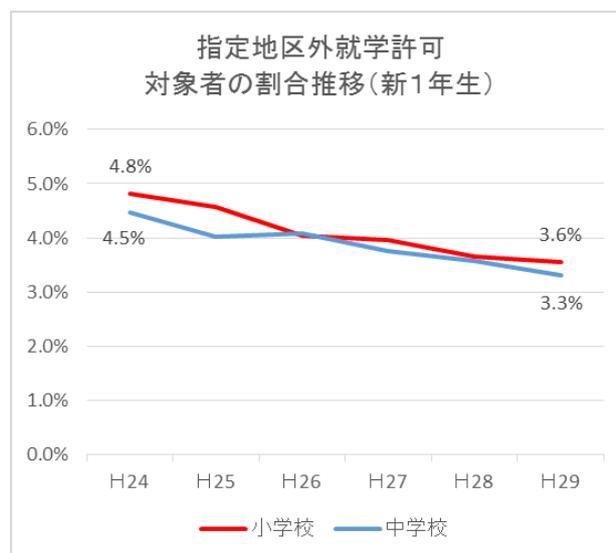
平成 22～28 年度に区域設定した目的別の割合（29 年度時点）

【出典】横浜市教育委員会調べ

イ 指定地区外就学許可制度

新1年生で見た指定地区外許可制度による就学者数は、小・中学校ともに減少傾向にあるが、当制度は個々の児童・生徒の置かれた状況に応じて適用していくものであり、引き続き制度を継続していく必要がある。なお、「指定地区外就学の常態化解消」を目的とする特別調整通学区域設定が、指定地区外就学の減少傾向の一因となっていると推測できる。

対象者（新1年生） 平成24年度：小学校 1,400人、中学校 1,172人
平成29年度：小学校 1,045人、中学校 826人



【出典】横浜市教育委員会調べ

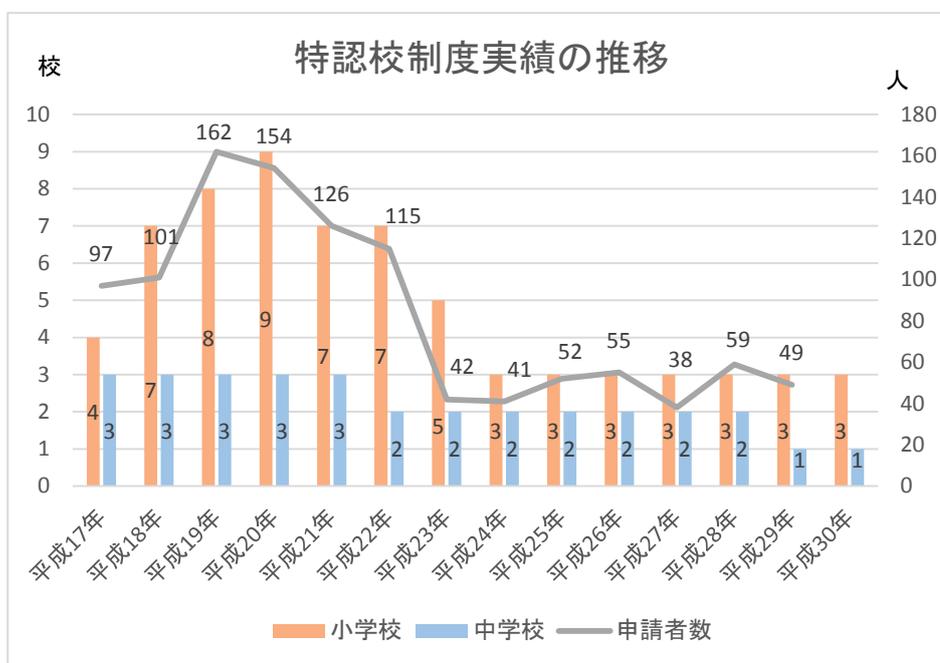
ウ 通学区域特認校制度

当制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、特に、平成23年度の申請者数の減少が顕著となっている。この要因としては、東日本大震災を契機として、児童・生徒の安全確保への関心の高まりや住所地の近くの学校に通わせたいという保護者の意識に変化が生じたことなどが考えられる（27頁参照）。

また、当制度は、平成17年度から横浜市で実施していた、教育改革のモデル校として特色ある教育を推進する「パイオニアスクールよこはま（PSY）」において、通学区域の特例を認めるものとして導入した経緯がある。PSYは平成25年度をもって事業が終了したため、当制度のあり方について見直しを行う必要がある。

【通学区域特認校制度のニーズ低下の要因】

- ① 通学安全を確保するため（市内全域が対象のため、遠距離通学となる可能性が高い）
- ② 震災時の安心のため（自宅近くの学校に通わせたいという保護者の意識の変化）
- ③ 地域と学校との関係が希薄化することを避けるため



【出典】横浜市教育委員会調べ

【平成 29 年度（平成 30 年 4 月入学）の募集・申請・承認状況】

	校名	教育の特色	最終募集枠	申請数	承認数
金沢区	西金沢学園	小中一貫	新 1 年生 25 人、新 2、3、4 年生各 5 人	29	27
青葉区	鉄小	地域参画	新 1、2 年生各 10 人、新 3 年生 25 人、新 4、6 年生各 15 人、新 5 年生 5 人	0	0
栄区	千秀小	地域参画	新 1 年生 25 人、新 2、4、5 年生各 5 人、新 3、6 年生 10 人	10	10
都筑区	都田中	豊かな心の育成	新 1 年生 20 人、新 2、3 年生各 10 人	10	9
計				49	46

（注 1）通学区域特認校制度とは

各学校からの発意や施設状況等により教育委員会が指定する学校について、保護者が、真にその通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外から通学状況等の条件について考慮したうえで、就学を認める制度。

当該制度は、平成 17 年度から、横浜市で実施していた、教育改革のモデル校として特色ある教育を推進する「パイオニアスクールよこはま（PSY）」において、通学区域の特例を認めるものとして導入された。PSY は平成 25 年度をもって事業自体が終了したため、通学区域特認校制度も見直しの必要性が出ている。

（注 2）西金沢学園について

平成 29 年 4 月 1 日に、釜利谷西小学校、西金沢中学校から西金沢義務教育学校（西金沢学園）に移行。

Ⅲ 学校規模の適正化

1 学校規模に係る基準

(1) 現行の学校規模に係る基準

現行の基本方針においては、小学校・中学校の適正規模の考え方について「12～24 学級」の範囲を適正規模校としている。

小規模校については、小学校では「11 学級以下」、中学校では「8 学級以下」とし、中学校の「9～11 学級」については準小規模校としている。また、小学校・中学校とも「31 学級以上」については過大規模校、「25～30 学級」については大規模校としている。

■ 横浜市における現行基準

(1) 適正な学校規模の考え方

教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、次のとおり、適正規模等の範囲を定める。

	11		12	24		25	30	31	(学級数)
小学校	小規模校			適正規模校		大規模校		過大規模校	
中学校	小規模校	準小規模校		適正規模校		大規模校		過大規模校	
	8	9	11	12	24	25	30	31	(学級数)

(2) 各規模別の特性

小規模校（小学校 11 学級以下・中学校 8 学級以下）

- 小学校は、11 学級以下ではクラス替えのできない学年が生じるため、人間関係などに問題が生じた場合、解決が困難になりがちである。
- 中学校は、効果的なクラス替えができる各学年 3 学級以上を確保できず、総合的な学習等における課題別学習、部活動等の選択幅が限られやすい。
- 友人や学級間の交流が少なくなるため、行動範囲や対人関係が狭まり、切磋琢磨する機会にも恵まれにくい。そのため、人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性が育ちにくい。
- 単学級の場合、一人の教員が学級経営や教科経営を行うため、独自の判断になりがちで、切磋琢磨の機会も制限される。
- 一人の教員が担当する校務分掌（児童・生徒指導等）が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。

- 教職員の出張や欠勤などがあつた場合、補欠授業が組みにくい。
- 特別教室、体育館、プール等の施設・設備の活用率が低くなりがちである。
- P T A会員が減少するために、役員が固定化しやすく、また学校行事などの面で、保護者の負担が大きくなる。

準小規模校（中学校 9～11 学級）

- 効果的なクラス替えができる 3 学級以上を確保できる。
- 適正規模校より全体の生徒数が少ないため、総合的な学習等における課題別学習や部活動の選択の幅が狭くなる場合がある。

適正規模校（12～24 学級）

小学校（1 学年 2～4 学級）	中学校（1 学年 4～8 学級）
<ul style="list-style-type: none"> ○各学年 2 学級以上あることにより、どの学年でもクラス替えができる。 ○各学年 2 学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や特別活動等の充実を図りやすい。 ○各学年 4 学級以下であることにより、児童一人ひとりの個性の伸長、個に応じた適切な教育を行いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学年 4 学級以上あることにより、総合的な学習等における課題別の活動や選択教科の範囲を広げやすい。 ○全校で 12 学級以上あることにより、原則として各教科複数の教科担当が配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすい。 ○各学年 8 学級以下であることにより、生徒一人ひとりを実実に把握し、適切な教育を行いやすい。

大規模校（25～30 学級）

- 保有教室数や特別教室等が充足している場合は、教育指導面において適正規模校と遜色ない教育を進めることができる。
- 児童・生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合は教育内容に支障が生じる。

過大規模校（31 学級以上）

- 児童・生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、児童・生徒指導を充実させるには規模が大き過ぎる。
- 1 つの学校としての一体感を保ち、十分な共通理解を図る面で規模が大き過ぎる。
- 特別教室、体育館、プール等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる。

(2) 規模別の小・中学校数の推移

学校規模別に学校数の推移を比較すると、局所的な児童・生徒数の急増などにより、引き続き、一定数の大規模校、過大規模校が存在する見通しである。一方、小学校、中学校ともに少子化に伴い、今後、小規模校が増えていくことが見込まれる。特に小学校の小規模校数の伸びが顕著となっている。さらに、将来人口推計によると、少子化の影響のため、今後30年間で子どもの数は約2割減少することが見込まれている。このため、長期的に見ても小規模校が増えていくことが推測され、保護者などに対し、学校規模の適正化の意義について、効果的に情報発信していくことが求められている。

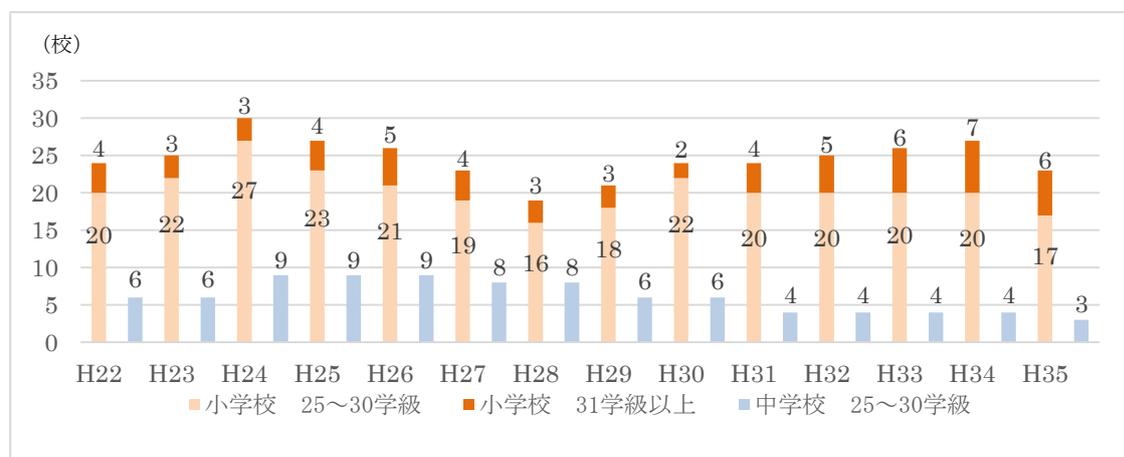
【小規模校の学校数推移（再掲）】



(注) 平成29年度までは5月1日時点実数値、平成30年度以降は平成29年度推計値。

平成30年度以降の棒グラフが示す数値は、今後の学校規模適正化方策による効果(見込み)を織り込んでいない。引き続き方策を推進することにより、小規模校数の抑制を図ることが可能である。なお、過去の実績を踏まえ、仮に年間2校程度、小学校の適正規模化を図った場合、平成30年度以降の折れ線グラフのとおり平成35年度では小規模校が47校となる。

【大規模校・過大規模校の推移（再掲）】



(3) 学校規模に係る国の考え方

【国における考え方（平成27年1月27日 文部科学省通知）】

（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」抜粋（一部加工・編集））

学校規模の適正化

【検討の際に考慮すべき観点】

- 法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされていますが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。
- また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。

【学級数が少ないことによる学校運営上の課題】

- まず、基本的な視点として、学級数が少なくなることにより生じ得るデメリットについて考える必要があります。一般に学級数が少ない学校においては、メリットもある一方、児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。
 - ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
 - ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
 - ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
 - ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
 - ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
 - ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
 - ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
 - ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
 - ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
 - ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
 - ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
 - ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
 - ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
 - ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。

【各学年で複数の学級を編制できる場合の利点】

- 一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、
 - ① 児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
 - ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
 - ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
 - ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
 - ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
 - ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
 - ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
- といった利点があります。

【教職員数が少なくなるによる学校運営上の課題】

- 小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要です。
 - ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
 - ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
 - ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
 - ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
 - ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
 - ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
 - ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
 - ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

【学校運営上の課題が児童生徒に与える影響】

- 上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。
 - ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
 - ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
 - ③ 協働的な学びの実現が困難となる
 - ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
 - ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
 - ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
 - ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
 - ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
 - ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

【望ましい学級数の考え方】

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

(4) 政令指定都市における学校規模に関する基準

政令指定都市の小学校の学校規模に関する基準を比較すると、25～30 学級を「(過大規模校ではなく) 大規模校」としているところが横浜市を含め 5 都市 (表中、橙色の表示) あり、「31 学級以上を過大規模としつつ 25～30 学級について記載のない」ところも 7 都市 (同黄色の表示) ある。さらに、福岡市では「25～30 学級を適正に準ずる範囲」としている。このように大半の都市で、25～30 学級を容認する傾向が見受けられる。

【参考】政令市における学校規模に関する基準

	小学校	中学校
横浜市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：8学級以下 準小規模校：9～11学級 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上
仙台市	一定規模未満校：11学級以下 一定規模校：12学級～24学級 大規模校：25学級～30学級 過大規模校：31学級以上	一定規模未満校：8学級以下 一定規模校：9学級～24学級 大規模校：25学級～30学級 過大規模校：31学級以上
静岡市	過小規模校：5学級以下 小規模校：6～11学級 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	過小規模校：5学級以下 小規模校：6～11学級 適正規模校：12～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上
浜松市	小規模校：6学級以下 望ましい学校規模：12～24学級 ※望ましい学校規模に準じる ：7～11学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：6学級以下 望ましい学校規模：12～18学級 ※望ましい学校規模に準じる ：7～11学級・19～24学級 大規模校：25～30学級 過大規模校：31学級以上
岡山市	過小規模校：6学級以下 小規模校：7学級以上11学級以下 適正規模校：12学級以上24学級以下 大規模校：25学級以上30学級以下 過大規模校：31学級以上	過小規模校：6学級以下 小規模校：7学級以上11学級以下 適正規模校：12学級以上24学級以下 大規模校：25学級以上30学級以下 過大規模校：31学級以上
川崎市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 (30学級までは許容学級) 過大規模校：31学級以上	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 (30学級までは許容学級) 過大規模校：31学級以上
相模原市	過小規模校：11学級以下 適正規模校：18～24学級 過大規模校：31学級以上	過小規模校：5学級以下 適正規模校：15～21学級 過大規模校：31学級以上
名古屋市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：5学級以下 適正規模校：6学級以上 (9～18学級が望ましい)
大阪市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上	基準を設けていない。
堺市	小規模校 (※再編整備対象校) ：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上	小規模校 (※再編整備対象校) ：5学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上
広島市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12学級以上 過大規模校：31学級以上	小規模校：8学級以下 適正規模校：9学級以上 過大規模校：31学級以上
熊本市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：31学級以上

	小学校	中学校
福岡市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 適正に準ずる範囲：25～30学級 過大規模校：31学級以上	小規模校：8学級以下 適正に準ずる範囲：9～11学級 適正規模校：12～24学級 適正に準ずる範囲：25～30学級 過大規模校：31学級以上
札幌市	小規模校：11学級以下 適正規模校：18～24学級	小規模校：5学級以下 適正規模校：12～18学級
千葉市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 過大規模校：25学級以上	小規模校：11学級以下 ※9～11学級については準適正規模校として位置づけ 適正規模校：12～24学級
さいたま市	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。
新潟市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 (各学年2～4学級)	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～18学級 (各学年3～6学級)
京都市	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。	基準は定めていないが、文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に準じて取組を推進している。
神戸市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～18学級
北九州市	小規模校：11学級以下 適正規模校：12～24学級 大規模校：25学級以上	小規模校：8学級以下 適正規模校：9～24学級 大規模校：25学級以上

【出典】横浜市教育委員会調べ

【参考】福岡市における適正な学校規模の考え方

(平成21年3月「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」より該当部分抜粋)

適正な学校規模」に準ずる範囲

○25～30 学級の小中学校

学級数が多くなることで、特別教室の使用などに支障が生じる場合もありますが、学級数に応じて普通教室・特別教室・多目的教室を確実に整備することによって、課題を補い、教育効果を発揮できると考えます。

(5) これからの教育と望ましい学校規模

ア これからの学校教育に求められているもの

これからの学校教育に求められているものは、人と人との関わり合いを大切にしながら多様性を認め、協働性を発揮して自己実現を図る子どもの育成である。

このことから、各学校においては、多種多様な人間関係を構築する環境を、学校内外において意図的に創出することが期待されている。

(ア) 新学習指導要領（総則解説からの引用）

第1章 総説 1 改訂の経緯及び基本方針(1)改訂の経緯（同解説 p 1）

学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくこと(中略)が求められている。

(1) 確かな学力（第1章第1の2の(1)）（同解説 p 24）

(前略)主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。(後略)

(イ) 「横浜教育ビジョン 2030」(該当部分の引用)

3 横浜の教育の方向性

多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

1 子どもの可能性を広げます

- よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。
- 相手と心から向き合うこと(想)を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

(ウ) 「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 総則・総則解説」(該当部分の引用)

第2章 横浜らしい教育課程の創造

1 横浜市立学校で育てる未来を担う“横浜の子ども”の姿

(3) 各教科等の授業における日々の学びの姿（同解説 p 30）

横浜市立学校が目指す授業は、児童生徒自らが問いを見いだし解決していく授業です。自らの問いにじっくりと深く向き合い、互いに高め合いながら協働的に学ぶ姿を目指します。自ら主体的に問い続け、学びをつなげていくことが、日常生活や社会生活の中で生きて働く力を身に付ける確かな学びとなります。

2 横浜市立学校が編成する教育課程の特色

「人」のつながり

(2) 多様性を踏まえた教育（同解説 p 32）

- 多くの人との関わりの中で多様な価値観や個性を尊重する態度を養ったり、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育んだりするなど、(後略)

「授業」のつながり

(1) 教科等横断的な視点に立った教育

自分づくり教育（キャリア教育）（同解説 p 36）

- (前略) 意図的に児童生徒同士が関わったり、話し合ったりして、協働するよさを感じることができるようにする。

第3章 各学校・ブロックにおけるカリキュラム・マネジメント

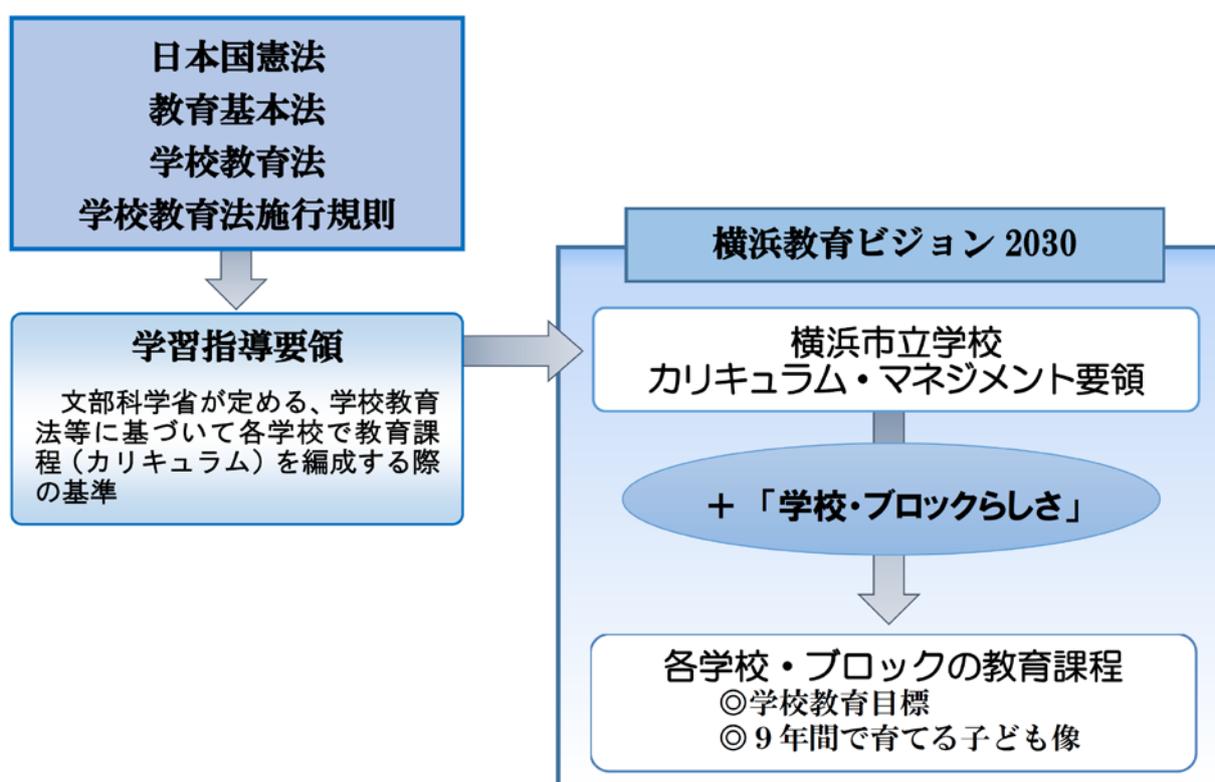
3 教育課程の編成・実施・評価・改善のための留意事項

学級・ホームルーム経営や学年経営の充実 (同解説 p57)

- (前略) 共に学び、活動することを通して、存在感や自己表現の喜びが感じられるようにします。

【参考】横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領の位置付け

横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領とは、「横浜教育ビジョン2030」の理念を踏まえ、「横浜の教育が目指す人づくり」を実現するため、教育課程に関する横浜市教育委員会の基準として策定されたものである。



イ 学級数、職員数が少ないことにより学校が抱えると思われる課題

各学校において、児童・生徒の資質・能力を着実に育み、きめ細やかな指導をするために、小学校では組織的・効果的な一部教科分担制を導入して学年経営を強化したり、中学校では総合的な学習の時間等の授業のバリエーションを増やして生徒のニーズに応えたりして、学校教育の充実を図る必要がある。そのためには、ある程度の学級数が求められる。

◆ 学級数、職員数が少ないことにより学校が抱えると思われる課題

小・中学校共通

- ・社会の変化に伴う教育課題の多様化・複雑化に応じるため、組織的な取り組みによって児童・生徒指導機能を一層高めていくことが難しい。
- ・総合的な学習の時間や『横浜の時間』への対応が難しい。
- ・テーマ別の探究学習を行う場合、児童・生徒のニーズに応えられない。
- ・校外学習を伴った授業を実施する場合、安全管理する者の数が足りないために、活動のバリエーションが制限される。
- ・個別指導や少人数指導、チームティーチングなどの一人ひとりに応じた学習の展開が困難である。

小学校

- ・複数の教科の教材研究や学級の課題を一人で抱えるなど、個々の学級担任に大きな負荷のかかる「個業」体制から、負荷を分散して協力する「協業」体制への転換を図る組織の工夫・改善を行うことが難しい。

中学校

- ・学校行事（体育祭や合唱コンクール等）において、多様な個性がぶつかり合う葛藤の場面を乗り越え、自ら成長を実感できる場面の設定が難しい。
- ・中学校における部活動の数の減少により、生徒のニーズに応えられない。

2 小規模校対策

(1) 現行の基本方針における小規模校対策

現行の基本方針では、小規模校の問題を解消し、教育環境を改善するとともに、効果的・効率的な学校経営を行うために、地域と十分に調整を図り、保護者・地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更等を行い学校規模の適正化を推進するとしている。

また、通学区域の変更・弾力化等が実施できない場合や実施によっても小規模校が解消しない場合については、学校の統合について検討を進める こととしている。

◎統合の対象となる地域

- ① 小規模校の学校が複数近接する地域
- ② 小規模校と適正規模校が近接する地域
(ただし、統合校の規模が恒常的に25学級以上(大規模校)となる場合は除く。)
- ③ 小学校または中学校が小規模校で学校が近接しており、同一敷地内で施設の共用等による小中併設校の設置ができる地域
- ④ 小規模化の進行が著しく、教育環境確保のため早急な対応が必要な地域
※ 準小規模校を含め、将来小規模化が予測される学校も、小規模校と同様に対象とする。

◎統合の方法

既存の学校施設を活用して統合することを基本とし、既存の学校施設の規模が不足する場合は、施設拡充により対応することも検討する。また 原則として、統合に伴う新設校の建設は行わないこととするが、既存の学校施設について建替えの検討が必要な時期にきている場合は、これも考慮する。

◎統合の進め方

保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう「小規模校再編検討委員会」(仮称)等を設置し、十分調整 をする。

◎統合時の配慮事項

- ① 統合の対象校の児童・生徒及び保護者・地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。
- ② 児童・生徒の教育環境が低下することがないように 統合校の施設に配慮 する。
- ③ 統合前後の過程において、児童・生徒の心理的負担の軽減に努める。
- ④ 小学校の統合については、横浜型小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫ブロックに配慮する。
- ⑤ 統合により 適正な通学距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施 する。

◎統合によって生み出される旧学校施設の利活用

統合によって生み出される土地、建物については、地域のニーズにも配慮した幅広い視点から、利活用の検討を行う。

学校施設に関する新たな課題に対する方策

小規模校対策としてだけの統合ではなく、校舎の経過年数を踏まえ、建替えを考慮した統合を推進する。

また、経費節減のための建替えによる統合、及び大規模な学区調整により、増築などの施設整備に係る費用軽減を検討する。

(2) 小規模校対策の実態

横浜市学校規模適正化等検討委員会のもとに保護者や地域の代表者などからなる検討部会を設置し、通学区域の変更を基本としつつ、学校統合も視野に入れた、学校の小規模化解消に向けた調整を行っている。各検討部会では半年から1年程で、意見書を取りまとめているが、中には地域における合意形成に時間を要したケース（横浜深谷台小学校の場合：検討部会12回開催）も出ている。

他の部会では協議を円滑に進めるために、過去に学校統合を経験した学校長に第三者の立場で出席してもらうケースもあったが、部会における協議がこう着状態となった場合に備えて、円滑な部会運営に向けた調整方法について検討が必要である。

【参考】小規模校対策の協議状況

検討着手	区	検討対象校 (下線:小規模校)	検討部会				検討結果	
			回数	期間	意見書提出	委員	統合年	統合校
16年度	緑	霧が丘第一小学校 霧が丘第二小学校 霧が丘第三小学校	5回	16年5月～16年11月	16年12月1日	29人	18年4月	霧が丘小学校
	金沢	並木第二小学校 並木第三小学校	10回	16年6月～17年5月	17年6月21日	28人	18年4月	並木中央小学校
	栄	上郷南小学校 野七里小学校	8回	16年7月～17年10月	17年7月4日	31人	18年4月	庄戸小学校
	栄	大山小学校 矢沢小学校					18年4月	上郷小学校
17年度	旭	若葉台北小学校 若葉台東小学校 若葉台西小学校	8回	17年5月～18年2月	18年2月20日	27人	19年4月	若葉台小学校
	旭	若葉台東中学校 若葉台西中学校					19年4月	若葉台中学校
	磯子	上中里小学校 水取沢小学校	8回	17年6月～18年2月	18年2月20日	27人	19年4月	さわの里小学校
18年度	港南	野庭小学校 野庭東小学校	6回	18年6月～18年12月	18年12月25日	32人	20年4月	野庭すずかけ小学校
20年度	瀬谷	下瀬谷小学校 日向山小学校	7回	20年4月～20年12月	20年12月12日	31人	22年4月	瀬谷さくら小学校
21年度	旭	大池小学校 ひかりが丘小学校	5回	21年5月～21年10月	21年11月11日	24人	23年4月	四季の森小学校
23年度	中	富士見中学校 吉田中学校	4回	23年10月～24年2月	24年2月17日	22人	25年4月	横浜吉田中学校
	保土ヶ谷	川島小学校 くぬぎ台小学校	6回	23年7月～24年2月	24年2月17日	33人	25年4月	川島小学校
	旭	左近山第一小学校 左近山小高小学校 左近山第二小学校	7回	23年10月～24年6月	24年7月24日	25人	25年4月	左近山小学校
H24年度	泉	飯田北小学校 いちよう小学校	4回	24年6月～24年10月	24年11月15日	24人	26年4月	飯田北いちよう小学校
H24年度	戸塚	深谷台小学校 俣野小学校	12回	24年10月～28年6月	28年7月6日	22人	29年4月	横浜深谷台小学校
H25年度	栄	上郷中学校 庄戸中学校	5回	25年4月～25年12月	26年1月21日	21人	27年4月	上郷中学校
H29年度	保土ヶ谷	上菅田小学校 笹山小学校	5回	29年4月～29年10月	29年10月26日	18人	32年4月	上菅田笹の丘小学校

3 大規模、過大規模校対策

(1) 現行の基本方針における大規模・過大規模校対策

現行の基本方針では、交通網の整備などによる新たな都市計画や、住宅開発等による児童・生徒の急増により、大規模校や適正規模校が過大規模化することが見込まれる場合や教室不足が見込まれる場合には、学校の分離新設や増築等による対策だけではなく、早期に大規模な通学区域の変更等を進めていく必要があるとしている。

また、通学区域調整による方策だけでなく、指定校以外の学校への就学を認める取組を検討するなど、新たな適正化の方策の検討についても必要性を示している。

◎分離新設を検討する条件

学級数が 31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消を図ることが困難な場合。ただし、施設、教育内容、児童・生徒指導などに支障がない場合はこの限りではない。

また、大規模校（25～30学級）で、次のような条件に該当する場合も総合的に検討する。

- ① 児童・生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積が著しく狭い場合。
（文部科学省が定める小・中学校設置基準に比べて著しく狭い場合又は学校行事での使用等に制約を受ける場合。）
- ② 設置当初から保有教室数が少なく、かつ増築のスペース確保や内部改修等ができない場合。
- ③ 分離新設による通学区域の変更に併せ、隣接校の大規模校化の解消が図られる場合。

なお、分離新設を検討する場合、分離新設するための予定地の確保状況を考慮に入れる。

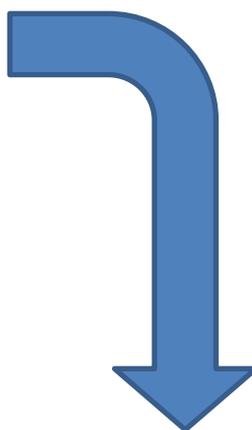
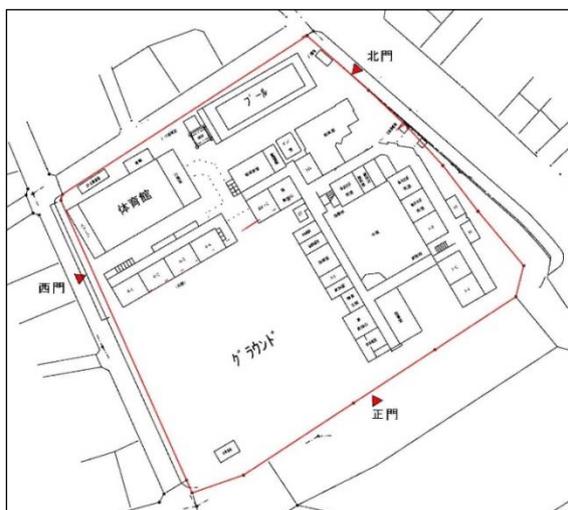
(2) 大規模校における教育環境について

ア ハード面（大規模校の校舎整備の状況（神奈川県・子安小学校の事例））

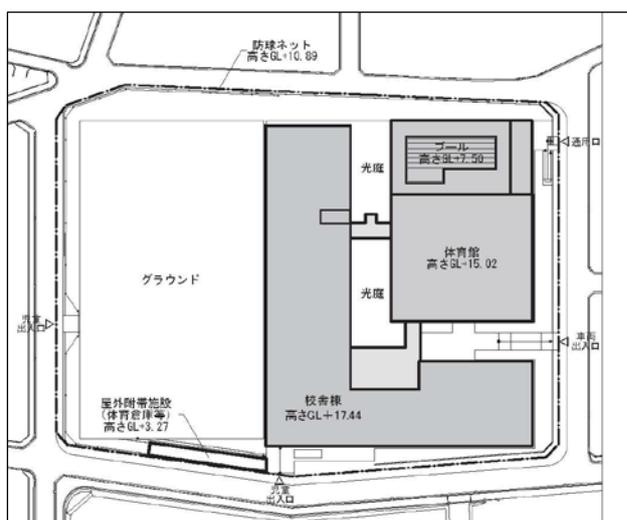
子安小学校は、平成 29 年度時点で大規模校（一般学級 29）であり、数年後には過大規模化することが見込まれている。「地域コミュニティを分断しないほしい」という地域からの声などを踏まえ、分離新設方式ではなく、旧校舎の近隣の土地（旧校舎から北東に約 200m）に校舎を整備し、平成 30 年度に移転した。旧校舎は手狭な状況であったが、新たに整備した校舎は延べ床面積で見ると旧校舎の約 2 倍、横浜市における平均的な小学校と比べると 3 倍近くの規模であり、移転により特別教室数も充実した。さらに、グラウンドの面積も大幅に拡大した。

このように、本件は、過大規模化を見据え、施設面の充実を図った特徴的な取組事例である。

＜移転前＞ 敷地面積：11,418 m²（うちグラウンド面積：3,103 m²）
 延床面積：本校舎 6,942 m² + プレハブ校舎 約 810 m²
 保有教室数：34 教室（本校舎 26 教室 + プレハブ 8 教室）、特別教室数：5 教室



＜移転後＞ 敷地面積：15,286 m²
 （うちグラウンド面積：約 4,800 m²）
 延床面積：15,562 m²
 保有教室数：39 教室、特別教室数：9 教室



- ◆ 特別教室数が倍増
 - ・学習指導上、自由度が向上
 - ・きめ細かな授業の実施に寄与
- ◆ グラウンド面積が 1.5 倍に拡大
 - ・体育の授業の割当てが容易
 - ・運動会のための面積確保（観覧席含む）
 - ・休み時間の 2 部制を解消

イ ソフト面（大規模校における学校運営組織（西区・宮谷^{みやがや}小学校の事例））

宮谷小学校は、平成 29 年度時点で大規模校（一般学級 26）であり、主幹教諭 3 名と各学年の学年主任 6 名を中心に、経験の浅い教諭のサポート体制を整え、円滑な学校運営を行っている。このうち主幹教諭の 3 名については、業務量が集中する傾向があるため、極力、学級担任を充てないよう配慮されている。また、主幹教諭及び学年主任以外の教諭にも校務分掌のいずれかの主任を任せることにより、学校全体で業務分担の平準化を図っている。こうした業務の平準化を通じた教職員の負担軽減策は、大規模校ならではのスケールメリットによるものと言える。

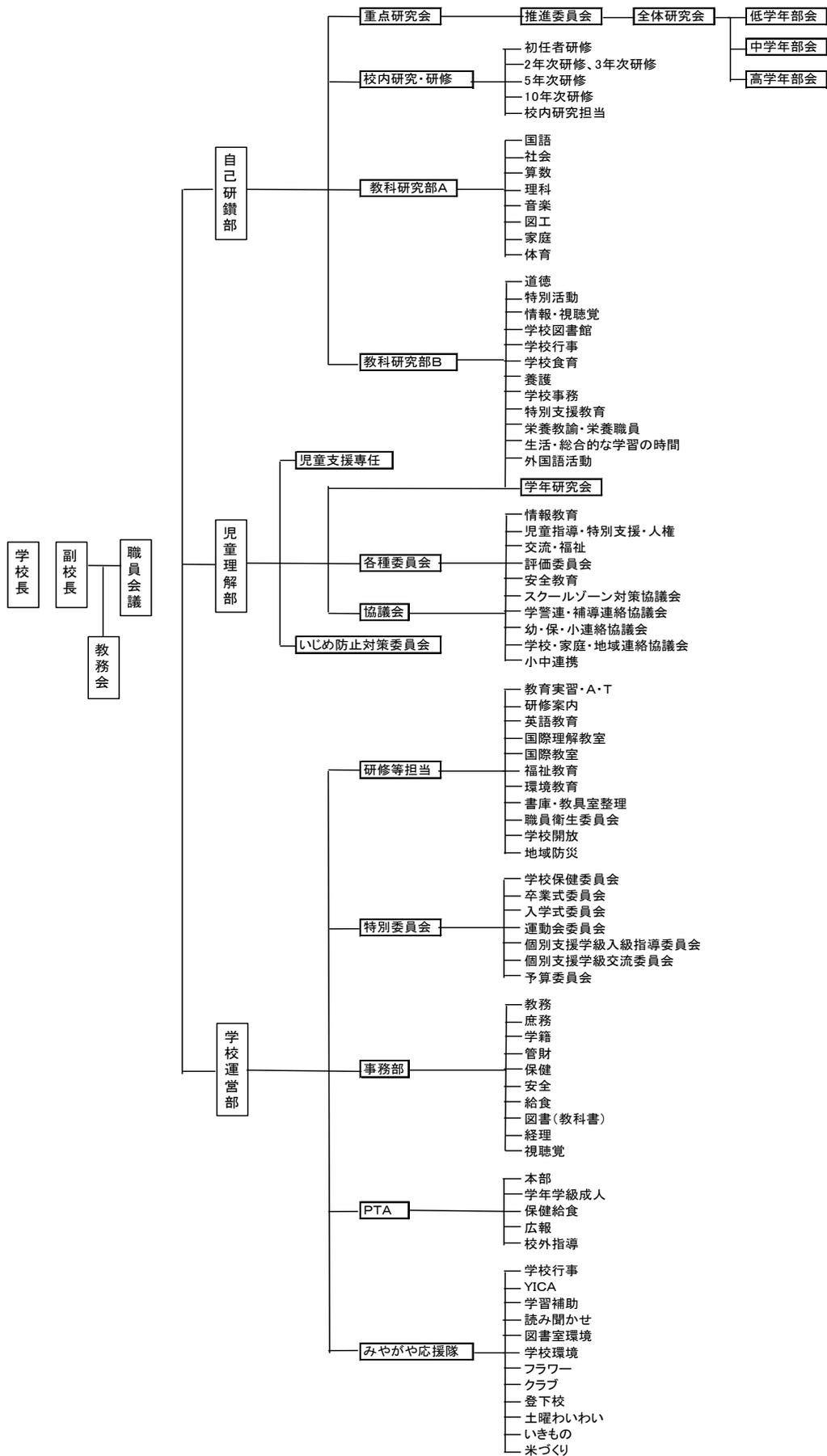
【参考】宮谷^{みやがや}小学校における学校運営組織（その 1・学級担任等）

- ・ 学校長、副校長、教務主任（**A教諭**）、児童支援専任（**B教諭**）、推進委員長（**C教諭**）
- ・ 養護教諭（2名）、栄養教諭（1名）、事務主事（2名）、技能吏員(用務)（2名）
- ・ 主幹教諭（3名（**A教諭** **B教諭** **C教諭**））

ブロック	個別・低学年担当（ C教諭 ）		中学年担当（ B教諭 ）		高学年担当（ A教諭 ）	
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
1 組	○（1名）	1名	◎（1名）	◎（1名）	1名	1名
2 組	1名	○（1名）	1名	1名	○（1名）	◎（1名）
3 組	◎（1名）	◎（1名）	1名	○（1名）	1名	1名
4 組	1名	1名	○（1名）	1名	◎（1名）	1名
5 組	1名					○（1名）
学年担当	2名	1名	1名	2名	2名	3名
個別支援	◎（1名）、○（1名）、他3名		指導方法工夫改善	2名		
音楽専科	1名（4・5・6年）		特別支援教育実践	1名		
家庭専科	1名		初任研非常勤講師	1名		
国際教室	1名		小中一貫教育	1名		
司書教諭	1名		専任後補充	1名		
学校司書	1名					
特別支援教育コーディネーター	◎ B教諭		初任研コーディネーター	1名		
道徳教育推進担当	B教諭		初任者指導担当	1名		
校務システム担当	◎（1名）、○（1名）		校内研究担当	3名		
職員室業務アシスタント	1名		AET	1名		
理科支援員	（未定）		IUI	1名		
給食委託（メリックス）	◎（1名）、○（1名）、他2名					
研修・産育休・療休	3名					

校内（セクハラ）相談窓口 **B教諭**

【参考】^{みやがや}宮谷 小学校における学校運営組織（その2・校務分掌）



(3) 過大規模校対策の実態

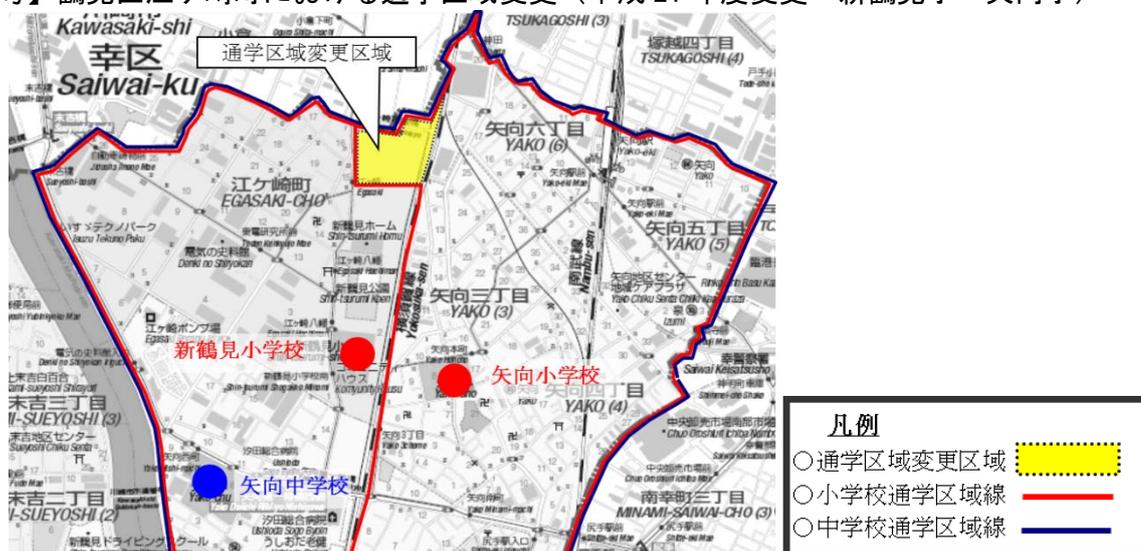
市全体では、児童・生徒数は減少の一途を辿っているが、一方で、臨海部を中心に土地の利用転換などにより大規模な住宅が開発され、児童・生徒の受入れ対策が急務となっている地域も点在している。一過性の人口急増に対しては、分離新設などの従来の手法にこだわらず、集合住宅の入居前に通学区域を柔軟に変更するなど幅広く方策を検討する必要がある。あわせて、他都市の取組を参考にすることも大切である。

また、市場小けやき分校については、学年で分ける形（5、6年生を受入れ）で、10年間の時限的な措置で設置（平成32年度設置）するものである。10年後、児童数が落ち着いたところで、元の本校に戻るになっている。一過性の急増対策としては、全国的にも例を見ない手法であり、今後、検証が求められる。

【参考】近年における大規模・過大規模校対策

	実施例	備考
分離新設 (恒久的)	箕輪小学校 (平成32年度開校予定)	・日吉台小学校(港北区)の急増対策として、第二方面校を恒久的に設置するもの ※ 児童急増対策として、従来の手法と同様。
分離新設 (時限的)	みなとみらい本町小 (平成30年度開校)	・本町小(中区)の急増対策として、同校の通学区域を分割し、10年間限定の学校を設置するもの
移転新設による 校舎拡張	子安小学校 (平成30年度移転)	・子安小(神奈川区)の急増対策として、学校を分離新設せず、近隣に用地を確保し、規模の大きい校舎を整備し移転するもの
分校設置 (時限的)	市場小けやき分校 (平成32年度設置予定)	・市場小(鶴見区)の急増対策として、学校を分離新設せず、10年間限定の分校(5、6年生受入)を設置するもの
通学区域変更	新鶴見小⇒矢向小 (平成21年度通学区域変更)	・新鶴見小(鶴見区)の通学区域に約500戸の集合住宅が建設されることになり、入居前に当該集合住宅の通学区域を新鶴見小から隣の矢向小に変更(入居開始時期の1年前に通学区域変更を実施)

【参考】鶴見区江ヶ崎町における通学区域変更（平成21年度変更 新鶴見小⇒矢向小）



IV 基本方針の見直し

1-1 通学区域制度について

(1) 望ましい通学距離

「望ましい通学距離」については、現行の基本方針を踏襲し、「片道 小学校おおむね2 km、中学校おおむね3 km」とすることが適当である。ただし、横浜市の基本方針における望ましい通学距離が他都市と比較して短いという点を踏まえつつ、通学上の安全が確保され、児童・生徒や教職員の負担が著しく生じなければ、この限りではない。

中長期的な児童・生徒数の減少を踏まえ、今後、学校統合により通学区域が拡大する学校が増えてくることや、学校施設の建替えに伴い、一時的に他の施設を活用することなどを想定し、通学距離基準を著しく超える通学区域となる場合、例外的に公共交通機関などの利用も含め柔軟に検討していく必要がある。

【望ましい通学距離の設定理由】

- ・通学手段について、原則、徒歩としているため（「2 通学手段」参照）
- ・小学校の場合、新入生に対する教職員によるきめ細かな通学安全指導のため
- ・学習指導要領の改訂などに伴い、近年、教科書やプリント教材など荷物（重量）が増える傾向があるため（28 頁参照）

(2) 通学手段（通学支援策の実施検討も含む）

横浜市は、起伏に富んだ地形で山坂が多いとともに、市域の大半が市街地となっている。このため、自転車による通学が困難な通学区域が多く、現行の基本方針と同様、徒歩での通学を原則とすることが望ましい。学校統合などにより通学区域が望ましい距離基準を著しく超える場合において、通学上の安全確保や、児童・生徒の負担軽減などを考慮し、通学支援策（公共交通機関の利用に対する補助やスクールバスの導入など）について、柔軟に検討を行う必要がある。通学支援策の検討にあたっては、単に通学距離だけでなく、通学区域の地形や道路交通環境など個別の事情も考慮する必要がある。あわせて、制度設計においては保護者にとって過剰な負担とならないような配慮が求められる。

(3) 横浜型小中一貫教育との関係

小中一貫教育推進ブロックの通学区域が完全に一致していることが望ましい。学校統合などで通学区域を見直す際、可能な限り小・中学校の通学区域の関係を考慮すべきである。

小学校と中学校の通学区域が一致しない場合、小学校からブロック外の中学校へ進学することになる児童が出てくるが、児童・生徒にとって、9年間連続した確実な成長の場となるよう、各児童の小学校における生活・学習の状況、取組内容等を進学先の中学校へ伝えるなどの工夫が必要である。

(4) 地域コミュニティや行政区等と通学区域との関係

学校と地域の繋がりはますます密接となってきた。『地域で子どもを育てていく』という動きを推進していくために、地区連合町内会をはじめとする地域コミュニティのエリアや行政区等と、通学区域を合わせていくことが望ましい。なお、子どもたちにとって、より良い教育環境を整えていくため、通学区域設定にあたっては、地域コミュニティのエリアや行政区等との関係だけでなく、学校規模、通学距離、通学安全、横浜型小中一貫教育との関係も勘案する必要がある。

通学区域を地域コミュニティのエリアや行政区等と完全に合わせることは困難であるが、学校統合などで通学区域を見直す際、可能な限り地域コミュニティのエリアや行政区等との関係を考慮すべきである。通学区域と地域コミュニティのエリアや行政区等が合わない場合には、関係機関による調整など柔軟な対応が行われることが望ましい。

(5) その他

東日本大震災を踏まえ、大規模地震が発生した場合、児童・生徒の「預かり（留め置き）」を行うことになった。預かりを行った場合は、保護者が児童・生徒を引取りに来る必要がある。通学区域を設定するうえで、東日本大震災以降の危機管理対策の拡充や、学校・保護者の意識の変化などを考慮する必要がある。

1-2 通学区域の弾力化について

(1) 特別調整通学区域制度

特別調整通学区域については、学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度である。学校規模の適正化をはじめ、自治会・町内会など地域コミュニティのエリアとの整合性の確保、指定地区外就学の常態化解消など、通学区域制度を弾力的に運用するため有効に機能している。

(2) 指定地区外就学許可制度

指定地区外就学許可制度については、児童・生徒のおかれた個々の事情を判断し、住所によって指定された学校以外の学校への就学を認める制度であり、引き続き適正な制度運用が必要である。

【指定地区外就学制度の許可理由】

① 遠距離	新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離（指定校までの距離が、小学生は片道2km以上、中学生は片道3km以上）にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合（ただし、単に通学距離のみで判断するのではなく、所要時間、通学経路等の諸要件も勘案のうえ、弾力的に対応する）
② 病気等	病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合
③ 引越し済だが支障なし	今まで通学していた学校の通学区域外に引っ越したが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
④ 引越し予定	学年途中で引っ越し予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引っ越し先の区域の学校に通学を希望する場合
⑤ 一時引越	自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合
⑥ 帰宅後監護者なし	保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため、放課後児童クラブ（はまっ子、キッズクラブは除く）、自営店舗 など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合
⑦ きょうだい関係	既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合
⑧ 部活動	中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合
⑨ 教育的配慮	児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき

（注）17年4月の事務取扱要綱改正（「部活動」の項目が追加）以降、許可理由の変更はなし。

（3）通学区域特認校制度

通学区域特認校制度については、保護者が真に通学区域特認校の有する特色の中で児童・生徒に教育を受けさせたいという場合に、通学区域外からの通学状況等について考慮したうえで、その通学区域特認校への就学を認める制度である。しかしながら、制度創設時と比較して指定校数、申請者数ともに減少していることを踏まえ、制度趣旨を再考するとともに、指定地区外就学許可制度との関連も考慮し運用の見直しを行う必要がある。

2-1 適正な学校規模について

(1) 適正な学校規模の考え方

学校規模について国の考え方（「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（27年1月27日 文部科学省通知）」に示されているとおり、「学級数が少なくなること」、（または「学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなること」）により、学校運営上、様々な課題が生じることになる。さらに、学校運営上の課題が児童・生徒に与える影響が懸念される。

法令上、12～18学級が小・中学校の学校規模の標準とされているが、国による手引では、「この標準は『特別の事情があるときはこの限りではない』という弾力的なものとなっていることに留意が必要」との考え方が示されている。横浜市を含め、ほとんどの政令指定都市において、12～24学級を小・中学校の適正規模としていることを踏まえると、現行の横浜市の適正規模は一定の妥当性を有する。また、横浜市を含め、多くの政令指定都市において、31学級以上を過大規模としつつ、25～30学級を容認する傾向が見受けられる。他都市に倣い、25～30学級を準適正規模校とすることも一案として考えられる（「(4) 大規模校・過大規模校に関して」参照）。

<参考> 学校運営上の「様々な課題」の例示

（平成27年1月27日 文部科学省通知より）

- ・児童・生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
（特に学年で複数の学級を編制できない場合、児童・生徒同士の人間関係や児童・生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができない）
- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・男女比の偏りが生じやすい
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ・教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ・教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）

（注）下線は、教職員配置や予算措置などでは解決できない課題（または、解決しにくい課題）

(2) 新学習指導要領に関して

新学習指導要領に基づき「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を推進していくことが求められているが、とりわけ「対話的」とあるように、一定程度の集団の規模が必要なことが明らかである。

児童・生徒にとって、道徳の授業の時間などで自分の意見とは違う様々な意見を聞くことや個性の違うクラスメートとの関係を通じて、多様性を認め、考える力や社会性を育てていくことになる。また、一定程度の集団の規模が確保できない場合、英語などでは、児童・生徒同士のコミュニケーションを通じた授業の実施が難しくなる。

また、教育課程の改革や授業改善にも学校規模が関わっている。学習指導要領の改訂により、「教師による教授型の授業」から、「児童・生徒による主体的な学習」を中心とする学校教育への変換が求められている。そうした中、小規模化が進展することでグループディスカッションなどが効果的に行えず、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業ができない場合、子どもの学習の機会、ひいては子どもの成長の機会が限られてしまうおそれがある。

これらのように新学習指導要領を踏まえ、一定の学校規模を確保することは重要である。

(3) 多様な関わりの機会・場の創出

これからの教育は、1人の教員から学習指導を受けるという形から、子どもと子どもの関係、子どもと複数の教職員との関係、教員同士の関係など、多様な関係の中から生まれてくる「学び」ということが重要になってきている。

また、中央教育審議会の答申（平成27年12月「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」）にも示されているとおり、子どもが、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることは、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのためにも、教員に加えて多様な専門性を持つ職員の配置を進める「チームとしての学校」が求められる。しかしながら、小規模校の場合、配置される教職員数も相対的に少なくなるため、多様な関わりの機会・場の創出が難しくなる。多様な関わりの機会・場の創出という観点からも、一定規模の学校規模を確保することは重要である。

(4) 小規模校の考え方

小規模校は、教職員が子ども全員をより深く理解し、個に応じた丁寧な指導ができるなどの特性はあるが、より良好な教育環境の確保に向けて、効果的・効率的な学校経営を行うため、学校規模の適正化を推進することが望ましい。

また、過疎化の進展や地理上の問題などにより学校規模の適正化に向けた取組みができない

市町村などと違い、横浜市は 370 万人以上の人口を有する日本最大の基礎自治体であり、横浜市における相応しい学校規模について、考えるべきである。通学区域変更や学校統合により、小規模校の適正規模化が可能な地域については、前向きに捉え、積極的に適正規模化に取り組むことが肝要である。

(5) 大規模校・過大規模校の考え方

大規模校は、校務の平準化を通じた教職員の負担軽減（それによる児童・生徒指導及び学習指導の充実）などのメリットがあるとともに、ハード面を充実させることで、適正規模校と遜色ない教育環境を確保することが可能である。

2-2 学校規模適正化に向けた対策について

(1) 小規模校対策

学校規模の適正化に向けて、地域と十分調整を図り、保護者・地域住民の理解と協力を得ながら、通学区域の変更等を行い、学校規模の適正化を推進していく必要がある。また、通学区域の変更等で、学校規模の適正化が図られない場合は、学校の統合について検討を進める必要がある。

学校統合の検討を行う場合、現行の基本方針では、「統合校の規模が恒常的に 25 学級以上（大規模校）となる場合は除く」という条件が付されている。しかしながら、大規模校は条件が整えば、適正規模校と遜色のない教育環境を確保することが可能であり、さらに、長期的に子どもの数が減少していくことも考慮すると、当該条件は削除することが肝要である。

(2) 小規模校対策の円滑な進め方

小規模校の適正規模化に向けた地元調整として、現行の基本方針では、「保護者・地域住民の理解と協力を得られるよう『小規模校再編検討委員会』（仮称）等を設置し、十分調整をする」とされている。しかしながら、現行の基本方針策定後、25 年度の「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」制定に伴い、条例に基づき、地域の代表、保護者の代表などを臨時委員として任命したうえで、『通学区域と学校規模適正化等検討部会』を組織し、地域の合意形成を図るようになった。合意形成の仕組みが改められたことに合わせて、基本方針の記載内容を変更する必要がある。検討部会では、地域の合意形成を図るうえで、現行の運用のとおり、学校統合前提ではなく、通学区域の変更案も含めて、協議を行うことが望ましい。

(3) 学校統合時の配慮事項等

学校統合を実施する場合、現行の基本方針では、配慮事項として、次の5つを掲げている。

- ① 統合の対象校の児童・生徒及び保護者・地域住民に対しては、対象であることの周知と課題の共有を早期に積極的に行う。
- ② 児童・生徒の教育環境が低下することがないように統合校の施設に配慮する。
- ③ 統合前後の過程において、児童・生徒の心理的負担の軽減に努める。
- ④ 小学校の統合については、横浜型小中一貫教育の観点から、中学校通学区域や小中一貫教育推進ブロックに配慮する。
- ⑤ 統合により適正な通学区距離が保てない場合、通学支援策を検討し実施する。

このうち、①、②及び③に関しては、統合前の1年間、児童・生徒及び保護者の交流を行うとともに、学校の運営面や施設面で、統合に向けた準備を行うことが通例となっている。こうした実態を踏まえ、関係校交流の必要性について、基本方針に盛り込む必要がある。とりわけ、P T Aに関しては、統合後の新会則の制定や会費の取扱いに係るすり合わせ、統合後の役員選出など、調整事項が少なくない。学校統合後のP T A活動が円滑に行うことができるよう、過去に統合を経験した学校の事例について、統合予定の各P T Aに情報提供を行うことが肝要である。

(4) 学校施設の建替えに関して

平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（建替えの基本方針）」が策定された。建替えの基本方針において、「学校施設の建替えは単に老朽化対策にとどまらず、（中略）学校施設の機能改善、学校統合、公共施設との複合化といった視点からも必ず検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めていきます。」と、「機能改善」や「学校統合」を重視する、建替校選定の考え方が示されている。このことから、学校規模適正化を推進するうえで、学校統合を検討するにあたっては検討対象校が老朽化している場合、校舎の建替え（さらには校舎の建替えにより機能改善が図られること）を考慮する必要がある。

(5) 大規模・過大規模校対策

中長期的に子どもの数が減少していくことを考慮すると、一過性の人口急増に対しては、集合住宅等の入居前に通学区域を柔軟に変更するなど、分離新設のような従来の手法にこだわらず、幅広く対策を検討する必要がある。あわせて、他都市における取組を参考にし、開発事業者に対する指導など、市内の関係部署が連携して、対応することが望ましい。なお、分離新設を実施するにあたっては、学校予定地（または市有地）の確保が条件となる。

(6) 検討部会の運営

小規模校対策、過大規模校対策として、当検討委員会に地域の代表、保護者の代表などによる検討部会を設置し、地域における合意形成を図っている。部会における協議が円滑に進むよう調整方法を検討する必要がある。教育委員会事務局に相談窓口を設置するなど、既に保護者や地域住民の不安や疑義を解消するための態勢は整っているが、さらに検討部会において外部意見を参考にすることが考えられる。外部意見の取入れ方については、検討部会それぞれの議論の状況に応じて、適した方法を採用することが肝要である。

【検討部会における外部意見の取入れ方（例）】

- ① 学校規模の適正化に関して知見を有する者による説明・助言
学校規模の適正化に関して知見を有する者が検討部会に出席し説明・助言を行うもの
- ② 参考意見の聴取
区連合町内会長会の会長や学校運営協議会の有識者委員など、検討対象となっている学校の事情や学校周辺の地域の事情に詳しく、学校規模の適正化についても一定の理解を有する者から参考意見を聴取するもの
- ③ 検討部会・部会長の横浜市学校規模適正化等検討委員会（親会議）への出席
検討部会の部会長が、横浜市学校規模適正化等検討委員会に出席し、検討部会における検討状況の説明を行うとともに、大局的・中立的な見地から意見を求めるもの

○横浜市学校規模適正化等検討委員会条例

制 定 平成25年9月30日条例第55号

最近改正 平成28年2月25日条例第4号

(設置)

第1条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進する等のため、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、小中学校等に関する次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること。
- (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること。
- (3) 規模の適正化に関すること。
- (4) 配置に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自治会、町内会その他の地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体の役員
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者
- (4) 小中学校等の長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

- 2 委員会は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員30人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第2項中「委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた」とあるのは「部会の委員(当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その」と、同条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員名簿

(平成30年7月時点、敬称略)

役職	氏名	所属・役職等
委員長	こまつ いくお 小松 郁夫	国立教育政策研究所 名誉所員
副委員長	のぎ ひでこ 野木 秀子	神奈川工科大学 客員教授
委員	うちうみ まり 内海 麻利	駒澤大学法学部 教授
委員	ひらい みか 平井 美佳	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
委員	かたおか きくえ 片岡 喜久江	横浜市子ども会連絡協議会 副会長
委員	むらた てるお 村田 輝雄	横浜市町内会連合会 幹事
委員	うながみ りょうた 海上 良太	横浜市PTA連絡協議会 会長
委員	なかまる みちえ 中丸 道江	横浜市PTA連絡協議会 理事
委員	もりかわ ともゆき 森川 智之	横浜市PTA連絡協議会 元会長
委員	ならわ たかお 奈良輪 孝雄	小学校統括校長 (宮谷小学校長)
委員	ひろぶち てっし 廣渕 徹志	中学校統括校長 (岡津中学校長)

横浜市学校規模適正化等検討委員会 検討状況

	時期	審議内容
第1回	平成29年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市教育委員会からの諮問について ・検討事項と今後のスケジュールについて ・現行基本方針の振返り
第2回	平成29年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区域制度（通学距離等、通学区域線、通学区域弾力化制度）について審議
第3回	平成29年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区域制度（通学距離等、地域コミュニティのエリアとの関係）について審議
第4回	平成30年1月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区域制度に係る審議の方向性 ・学校規模適正化（適正な学校規模、学校規模適正化の方策）について審議
第5回	平成30年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・学校規模適正化（適正な学校規模、学校規模適正化の方策）について審議 ・通学区域制度に係る審議の方向性
第6回	平成30年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申について